

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災構造化計画

この計画は、地震・火災等による建造物の災害を未然に防止するとともに、被害を最小限に食い止めるため各種都市施設の整備とともに地域住民の協力のもと、災害に強い都市構造をもったまちづくりを推進するためのものである。

実施担当機関：北播磨県民局加東土木事務所、加西市都市整備部都市計画課、
加西市都市整備部土木課

第1 道路整備の推進

1 広域避難路・輸送路の整備

大規模な災害時の広域的な輸送路及び避難路の確保のため、都市間を結ぶ広域道路網の整備を推進する。

2 防災区画の整備

市内の中心市街地を都市計画道路に囲まれた「防災区画」に区分することで、広域火災の発生を未然防止する観点から都市計画道路の整備を積極的に推進する。

(現決定の中心市街地の都市計画道路網で防災区画の計画は概ね整っている。)

3 狭あい道路等の拡巾

防災区画内の生活道路のうち狭あい道路、行き止まり道路を積極的に改良し、緊急車両の通行改善、避難路の確保に努める。

4 道路後退線の遵守等

建築物更新時においては建築基準法の道路後退線の遵守・啓発により、幅員4m以上の道路空間の確保に努める。

第2 公園・緑地等の整備

火災の延焼防止、避難者の安全確保を図るため、公園、緑地の整備を積極的に推進する。特に、市街化区域の旧市街地は、整備が遅れているため、都市計画マスタープラン等の基本計画に基づき、地区ごとの計画的な配置に努める。

第3 市街地整備の推進

1 街路事業、土地区画整理事業等の推進

総合計画における市街地整備施策の基本方向に基づき街路事業や、土地区画整理事業等を積極的に推進し、良好な市街地の形成を進めることにより、市街地の不燃化、耐震化、緊急輸送路・避難路の整備等「災害に強いまちづくり」を推進する。

2 公共空間の確保

その他、既成旧市街地の低層密集地区は、道路・公園等の公共空間の確保を図り、地域特性を生かした住環境の向上と安全なまちづくりを推進する。

第4 建築物等の耐震性の確保

昭和56年建築基準法施行令改正前の既存の建築物の耐震化を、耐震改修促進計画に沿って推進することとする。

1 公共施設の耐震化

- (1) 市有施設について大地震時の安全性を確保するため、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に推進する。
- (2) 新たに建築する市有施設について、建築物の用途に応じ、耐震性の強化を図る。
- (3) 防災上重要な施設が大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ライフライン系統の不測の事態に備え、次の対策に努める。
 - ① 耐震性に優れた機器類の採用と耐震性を考慮した取付け（躯体との緊結）
 - ② バックアップ機能の充実
 - ③ 早期復旧ができる設備の構築
 - ④ エネルギー源の多重化と量の確保
 - ⑤ 自己電源の確保
 - ⑥ 自己水源の確保
 - ⑦ 消火・避難経路の確保
 - ⑧ 情報通信システム等を稼働させるための必要な諸設備（電気、水道、燃料）の確保
 - ⑨ 排水処理施設（汚泥処理を含む）の確保

2 一般建築物耐震化の促進

(1) 簡易耐震診断推進事業

市は、住宅の耐震化を促進するため、住宅所有者の求めに応じて、簡易耐震診断を実施する。

〔対象住宅〕 昭和56年5月31日以前に着工された住宅

〔事業主体〕 市

(2) 耐震化促進事業

① 住宅耐震改修計画策定費補助

安全性を確保するための耐震改修計画策定（工事費用の見積もりを含む）とそれに伴う耐震診断に要する費用の一部を補助する。

〔対象住宅〕 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅

〔対象者〕 市内に対象住宅を所有する者

〔補助対象〕 耐震改修計画策定とそれに伴う耐震診断に要する費用

〔補助金額〕 補助対象となる費用の3分の2（補助限度額：戸建住宅＝20万円）

〔事業主体〕 市

② 住宅耐震改修工事費補助

耐震改修工事費に応じて一定額の補助を行う。

〔対象住宅〕 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅

〔対象者〕 所得が1,200万円以下の市内に対象住宅を所有する者（給与収入のみの場

合は給与収入が 14,200,000 円以下)

〔補助対象〕 安全性を確保するための耐震改修工事（付帯工事含む）に要する費用で、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、且つ、補助実施の公表に同意した事業者との契約による工事に限る。

〔補助金額〕 戸建住宅は補助対象経費が 50 万円以上 100 万円未満の場合は 50 万円（定額）、100 万円以上 200 万円未満の場合は 80 万円（定額）、200 万円以上 300 万円未満の場合は 110 万円（定額）、300 万円以上の場合は 130 万円（定額）

〔事業主体〕 市

③ 部分型耐震化補助

部分的な耐震改修工事により、安価で簡易な耐震化を実施する場合に工事に要する費用の一部を補助する。

(ア) 簡易耐震改修工事費補助

〔対象住宅〕 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、上部構造評点が 0.7 未満又は $1s0.3$ 未満と診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅

〔対象者〕 所得が 1,200 万円以下の市内に対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は給与収入が 14,200,000 円以下）

〔補助対象〕 耐震改修の結果、上部構造評点が 0.7 以上（木造）又は $1s0.3$ 以上（木造以外）となる耐震工事に必要な耐震診断、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事（付帯工事を含む）に要する経費で、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、且つ、補助実施の公表に同意した事業者との契約による工事に限る。

〔補助金額〕 50 万円（定額）※補助対象経費の総額が 50 万円以上のものに限る。

〔事業主体〕 市

(イ) シェルター型工事費補助、屋根軽量化工事費補助

〔対象住宅〕 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、評点が 0.7 以上 1.0 未満（シェルター型は 1.0 未満）と診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅

〔対象者〕 所得が 1,200 万円以下の市内に対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は給与収入が 14,200,000 円以下）

〔補助対象〕 市が認める耐震シェルターの設置に要する費用（シェルター型）

屋根を軽量化する工事に要する費用（屋根軽量化）で、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、且つ、補助実施の公表に同意した事業者との契約による工事に限る。

〔補助金額〕 50 万円（定額）※補助対象経費の総額が 50 万円以上のものに限る。

〔事業主体〕 市

④ 住宅建替補助

所有する住宅の安全性を改修工事ではなく、建替えにより確保しようとする場合に、建替工事に要する費用の一部を補助する。

〔対象住宅〕 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全

性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅

〔対象者〕 除却する住宅の所有者又は補助対象者の 2 親等以内の親族かつ新たに建築する住宅の所有者で、所得が 1,200 万円以下の方（給与収入のみの場合は給与収入が 14,200,000 円以下）

〔補助対象〕 建替え及び除却に要する費用

〔補助金額〕 100 万円（定額）

〔事業主体〕 市

⑤ 防災ベッド等設置助成事業

大地震時に人命を守る防災ベッド等を設置する場合に、設置に要する費用の一部を補助する。

〔対象住宅〕 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度又は兵庫県家財再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅

〔対象者〕 所得が 1,200 万円以下の市民で対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は給与収入が 14,200,000 円以下）

〔補助対象〕 防災ベッド等の設置に要する費用

〔補助金額〕 10 万円/台（定額）※補助対象経費の総額が 10 万円以上のものに限る。

〔事業主体〕 市

(3) 住宅耐震改修工事利子補給

金融機関から融資を受けて耐震改修工事を実施する場合に利子補給を行う。

〔要件〕 次の①～④の要件全てを満たす耐震改修工事を実施する場合

① 対象工事：「市が実施する耐震化促進事業」による工事費補助を受けていること。

② 施工業者：住宅改修業者登録制度の登録を受けた事業者であること。

〔利子補給対象融資限度額〕

耐震改修工事と住宅リフォーム工事に要する費用（上限：1000 万円）

〔利子補給率〕 1 %

〔利子補給期間〕 5 年間（最大約 50 万円）

〔事業主体〕 県

3 建築物等の耐震性強化の啓発

建物所有者及び市民への普及啓発

市は、建築物の耐震化が建物所有者の努力義務である旨及び耐震改修の必要性について草の根意識啓発活動に努める。

4 社会基盤施設の老朽化対策の推進

市は、急速な老朽化が懸念される社会基盤施設の点検・評価を実施し、計画的・効率的な修繕・更新などの老朽化対策を行い、社会基盤施設の健全性を確保する。

5 落下物等の対策

(1) 落下物

① 公共施設

市及び防災機関は、諸施設について、強化ガラス、網入ガラス、飛散防止フィルム等の使用により、窓ガラス飛散防止対策を実施する。

② 一般建築物

特定行政庁（北播磨県民局加東土木事務所）は、広いガラス面をもった建築物、外壁面に広告物や空調機器をもった建築物に対し、次の対策を実施する。

ア 外壁タイル等の耐震診断の指導

イ 落下物防止対策の普及、啓発

(2) その他

市は、据え付けの悪い自動販売機や立枯れしている樹木等の所有者、管理者に対して、転倒、倒壊防止措置の普及啓発を行う。

6 ブロック塀の倒壊防止対策

市は、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等、ブロック塀の倒壊防止対策の普及啓発に努める。また、ブロック塀の危険箇所の調査を行うとともに撤去や造り替え、生け垣化の奨励に努める。

7 家具の転倒防止

市は、地震時に住宅や事業所等の建築物内に設置されている家具やロッカー等の転倒を防止するため、各種広報媒体や自主防災組織の活動を通じて、適正な対処方法について普及啓発を図る。

第5 災害対策拠点、防災拠点の指定・整備

1 災害対策拠点の設備整備の考え方

市は、庁舎、避難所等災害対策の拠点となる施設について、耐震性の確保、電気室の高所設置、発電機や水・食糧等の常備などの対策を講じるとともに、庁舎の被災による通信手段や重要なデータの喪失に備え、衛星携帯電話の装備や近隣の他の施設の利用、データのバックアップ対策等も検討しておくこととする。

2 災害対策拠点の整備・運用

市は、災害対策本部機能や通信機能を維持するために、災害対策本部や避難所等防災関連施設における耐震性や水害などによる浸水対策等を確認するとともに、本庁舎が使用できなくなった場合に備え、暫定的な代替候補施設及び設備の確保や、耐震性の強化等の対応方策を検討することとする。

3 地域防災拠点の指定

加西市防災センターを地域防災拠点に指定し、自主防災組織の普及・育成拠点、防災活動について訓練・教育拠点、広域避難場所、物資・復旧資機材の備蓄施設等として位置づける。

4 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

各地区の小・中学校等を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定し、周辺住民の避難場所として位置づける。

5 広域避難場所の指定

加西市防災センター、丸山総合公園（市民グラウンド含む）、アラジスタジアム（加西球場）、いこいの村はりま、玉丘史跡公園、鶉野飛行場跡地、青野運動公苑及びイオン加西北条店 駐車場を広域避難場所に指定し、物資備蓄基地、仮設住宅建設用地等として位置づける。

また、災害発生直後は、自治会等が管理するコミュニティ供用施設や公会堂等を一時避難先として位置付け、その運営、設置管理等は区長に協力を依頼する。

6 避難場所の整備、充実、PR

各避難場所においては、避難場所周囲の植樹、飲料水兼用貯水槽の設置、避難場所内建築物の不燃化・耐震化、ヘリポートの設置等、各避難場所の位置づけに応じた施設の整備、充実に努めるとともに、障がい者や高齢者等災害時要援護者にもやさしい工法の採用に努める。また、避難場所であることの看板の設置等PRに努める。市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局（保健所）が連携を図る。また、市町は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等の検討に努めるものとする。

【指定緊急避難場所】

名 称	所 在 地	TEL	名 称	所 在 地	TEL
北条小学校	北条町北条 1274	42-0062	泉小学校	殿原町 54	44-0029
北条東小学校	北条町西高室 595-2	42-5052	北条中学校	北条町北条 618	42-6300
富田小学校	窪田町 22	42-0262	善防中学校	両月町 484-2	48-2188
賀茂小学校	福住町 840	46-0010	加西中学校	上宮木町 524	49-0200
下里小学校	西笠原町 172-1	48-2009	泉中学校	満久町 685-11	45-0151
九会小学校	中野町 5	49-0009	北条高等学校	段下町 847-5	48-2311
富合小学校	別府町 2664-2	47-0006	播磨農業高等学校	北条町東高室 1236-1	42-1050
宇仁小学校	田谷町 784	45-0017	北部公民館	満久町 233-10	45-0103
日吉小学校	和泉町 56	45-0019	南部公民館	上宮木町 524-2	49-0041
西在田小学校	上道山町 47-1	44-0049	善防公民館	戸田井町 388-10	48-2643

○ 整備内容
 年次計画をたてながら、計画的に整備を進めるとともに、県立高等学校については、防災拠点としての施設整備について要望する。

- ・周囲の植樹
- ・飲料水兼用貯水槽の設置
- ・建築物の不燃化、耐震化
- ・案内看板の設置
- ・その他

【広域避難場所】

○ 加西市防災センター	○ 丸山総合公園（市民グラウンド含む）
○ アラジンスタジアム（加西球場）	○ いこいの村はりま
○ 鷯野飛行場跡地	○ 玉丘史跡公園
	○ 青野運動公苑

○ 整備内容
 年次計画をたてながら、計画的に整備を進める。

- ・ヘリポートの設置
- ・物資備蓄基地
- ・仮設住宅建設用地
- ・その他

第6 地域住民の協力

一般市民に対し、建物等災害予防意識の普及徹底を図り「自らの手で、まちと生命を守る」ものとなるよう努める。

1 ブロック塀等対策

ブロック塀等の倒壊による人的被害を防止するとともに避難、消防、救援活動の妨げとならない

よう、正しい施工方法や補強方法についての指導、PRに努める。

2 一般宅地の緑化推進

塀の生け垣化や宅地内の緑化推進により、住環境向上とともに、地震、火災等の災害時の事故防止、延焼等被害拡大防止に努め、「災害に強い宅地づくり」を推進する。

3 建築物等の防災診断

建築物等の防災診断チェックシートを作成・配布し、市民一人ひとりが自己の家屋、敷地等の防災チェックをすることで、市民の災害予防意識の向上をめざすとともにその改善を図る。

第2節 地盤災害防止計画

地震に伴う地滑り・急傾斜地の崩壊等地盤に係る災害を未然に防止するため、危険地域の実態把握、災害防止対策の実施・指導を行うことを目的とする。

第1 活断層の状況

地震と活断層の関係についての考え方が確立したのは1970年前後のことであって非常に新しい。その上地震の記録は古文書等に記録されているものも含めて過去約1000年程度であり、活断層における「ずれ」の量と、実際に発生した地震とがはつきり結びつけられているものは、ごく一部にすぎない。すなわち、現状では、ほとんどの活断層について、何時・どれぐらいの大きさの地震か・どれぐらいの繰り返し周期で発生して現在に至っているのかわかっていない。また、さしあたってどの活断層が危険かという点についても明らかでない。

加西市での活断層の状況は次のとおりである。

断層の名称	活動度
山崎断層系	B級(0.1~1mm/年)

第2 宅地災害予防計画

これは、宅地造成工事及び危険な既成住宅地の崖崩れ又は土砂の流出による宅地の災害を未然に防止するために必要な規制その他の措置に関する計画である。

[実施担当機関：北播磨県民局加東土木事務所、加西市都市整備部都市計画課]

1 宅地造成工事規制区域の指定

災害が生ずる恐れのある地域について規制が必要と認められる区域については、宅地造成工事規制区域の追加指定を行う。

なお、加西市の宅地造成工事規制区域の指定状況は、資料編(表-7 P10)のとおりである。

2 宅地造成工事規制区域に対する措置

宅地造成等規制法に基づき、宅地造成工事規制区域を指定し、許可若しくは届け出により、宅地造成工事に対する指導を強化するものである。適宜、巡視点検を実施し、無許可及び手抜き宅地造成工事が行われることのないようにするとともに、危険宅地の発見及びそれらに対する勧告、改善命令等の必要な措置を講ずる。また、許可を受け、造成中の宅地については、工事の進捗状況に応じた適切な防災措置が実施されるように指導する。

3 既成宅地に対する措置

既成宅地については、宅地の所有者、管理者又は占有者に安全義務が課せられている。もつとも

危険な梅雨期及び台風期に対処するため、平常時より防災パトロールを実施し、市内の危険宅地警戒箇所状況を把握するとともに、必要な防災措置を指導する。

4 危険宅地警戒箇所 (資料編 表-8 P10)

第3 災害危険区域防災計画

この計画は、地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険が特に著しい区域を災害危険区域に指定し、住民に対して警戒を促し、建築の禁止、建築の制限を行い、災害の未然防止に努めるためのものである。

[実施担当機関：北播磨県民局加東土木事務所、加西市都市整備部都市計画課]

1 災害危険区域の追加指定

加西市においては、災害危険区域の指定はされていないが、今後とも災害の危険の著しいと認められる地域については適宜指定を行う。

第4 急傾斜地崩壊対策事業計画

この計画は、地震等により崖崩れの危険性が高い、急峻な地形をなし不安定な地殻構造・地質条件の箇所付近の人的・物的被害を未然に防止し、あるいは最小限に食い止めるためのものである。

[実施担当機関：北播磨県民局加東土木事務所、加西市都市整備部土木課]

1 防止計画

(1) 危険箇所のパトロール

平常時から急傾斜地崩壊危険箇所を巡視し、地域住民に対する崖崩れの危険についての周知徹底と防災意識の普及を図る。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進

危険度の高い急傾斜地の指定の促進を図る。

(3) 危険箇所崩壊防止工事

特に危険度が高く、保全人家戸数の多い箇所から計画的に急傾斜地崩壊防止工事を行い、災害未然防止に努める。

2 急傾斜地崩壊危険箇所 (資料編 表-3 P4)

第5 地すべり防止計画

この計画は、地震等による地すべりを未然に防止するためのものである。

[実施担当機関：北播磨県民局加東土木事務所、加西市都市整備部土木課]

1 防止計画

平常時から危険箇所を巡視するとともに、危険箇所の発見、不法作業等の取締りを行う。

2 防止事業計画

地震等により危険なときは、次の措置を講ずる。

(1) 気象情報等に注意し、山崎断層周辺及び管内危険箇所のパトロールを行う。

(2) 応急資材を準備する。

(3) 地すべりの危険が予想されるときは、付近住民をあらかじめ定められた場所に避難誘導する。

3 地すべり危険箇所 (資料編 表-4 P7)

第6 砂防防災計画

この計画は、山地の谷合いの集落を、土石流の発生から人的、物的被害を防止するため、改良整備を図るものである。

〔実施担当機関：北播磨県民局加東土木事務所、加西市都市整備部土木課〕

- 1 耐震性に考慮しながら、土石流対策としてダム工、流路工を重点的に実施する。
- 2 土石流危険溪流箇所 (資料編 表-2 P1)

第7 土砂災害特別警戒区域等の災害防止

市は、土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)に基づき指定された土砂災害警戒区域ごとに次の項目について本計画に定める。

また、警戒避難体制の充実を図るため、市広報、ホームページ、ハザードマップ等を通じて住民への周知を図るとともに、区域内で新たな住宅建築が計画された場合、建築主にその危険性を十分に説明する。

〔実務担当機関：北播磨県民局加東土木事務所、加西市総務部危機管理課、加西市都市整備部土木課〕

- 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに警報等の発令及び伝達に関する事項
- 2 避難、救助その他警戒区域内における土砂災害防止に必要な警戒避難体制に関する事項
- 3 指定緊急避難場所等土砂災害に対する安全性が確保された避難場所等の指定に関する事項
- 4 防災マップを活用するとともに、土砂災害の危険区域等から避難するなどの実践的な訓練の実施に関する事項
- 5 社会福祉施設、学校など主に災害時に配慮を要する者が利用する施設のうち、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地とその利用者への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
- 6 土砂災害特別警戒区域等一覧表 (資料編 表-9 P10)

第3節 河川予防計画

この計画は、地震等による水害を予防するため必要な河川の改良整備を図るものである。

〔実施担当機関：北播磨県民局加東土木事務所、加西市都市整備部土木課〕

- 1 点検
河川堤防の決壊等により大被害を受ける恐れがあると予想される河川管理施設について点検を行い施設の安全を図る。
- 2 河川管理施設の耐震対策
河川管理施設について適切な耐震性を有するよう、その設計において地震の影響を考慮する。
- 3 各担当機関における事業
 - (1) 一級河川改修事業(北播磨県民局加東土木事務所)
河川流域を水害等から防御するため、必要な築堤、護岸工事等を早急に完了するものとする。
 - (2) 河川改良事業(加西市)
本市の支弁河川の大半は、原始的蛇行河川であり、そのため緊急を要する河川より順次、改

良、維持改修を実施する。

(3) 水路整備事業（加西市）

排水路の整備は、下水道雨水排水計画等に基づき災害時の排水対策も配慮して順次実施する。

4 河川改良状況（資料編 表－1 P1）

第4節 道路防災計画

この計画は、日常の運送・輸送の円滑化及び安全性の向上を図るとともに、災害時における避難・救助作業を安全かつ迅速に行うため、道路、橋梁の改良整備を図るためのものである。

実施担当機関：北播磨県民局加東土木事務所、加西市都市整備部土木課、
加西市都市整備部都市計画課、西日本高速道路(株)福崎高速道路事務所

1 県・市道の整備計画

(1) 道路の新設・改良

- ① 日常の運送・輸送の円滑化及び安全性の向上を図るとともに、避難及び救助作業を支障なく安全に遂行できるよう道路の新設・改良、舗装改良を行う。
- ② 主要幹線道路、市内幹線道路、地域間連絡道路及び生活道路のそれぞれの役割分担を明確にした道路網の整備と防災機能の確保を体系的に進めるとともに、避難場所となる小・中学校等の公共施設、市役所・防災関係機関、その他公共施設等とのネットワーク化、避難路確保、輸送路確保を総合的かつ計画的に考え、道路網の順次整備を促進する。
- ③ 道路の整備や橋梁の架替えにあたっては、交通安全施設の拡充や沿道緑化等、健常者だけでなく、身体障がい者、高齢者等いわゆる災害時要援護者の歩行・避難に配慮した道路環境の整備に努める。

(2) 道路の舗装等

降雨時の道路の排水に努めるとともに、河川沿いの道路については浸食を防止するため、舗装・擁壁工等により安全の確保を図る。

(3) 道路環境の整備

- ① 良好な道路環境を維持するため、道路の緑化を推進する。特に延焼遮断帯としての役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、地区により難燃性の樹種を選定するよう配慮する。
- ② 道路案内板の設置にあたっては、わかりやすく、デザイン感覚にあふれたものとなるよう配慮する。

(4) 崩土及び落石防止

降雨による崩壊を防止するため土留、擁壁、防止網、モルタル吹付等を行う。

(5) 橋梁の架替え

防災対策上、十分な安全性を確保するため、老朽化の著しい橋梁の架替え整備を推進する。

2 予防計画

- (1) 平常時から計画的・効率的に道路の点検、市民・郵便局等からの情報提供により、異常の早期発見に努める。
- (2) 警察と連携のもと違法駐車・障害物の除去を図り災害時の緊急・救急車両の交通を確保する。

3 落石等危険箇所（資料編 表－5 P7）

4 中国自動車道

平常時から計画的・効率的に道路の点検を行い、異常の早期発見・早期補修に努める。

第5節 林地等荒廃防止計画

この計画は、山腹崩壊・崩壊土砂流出及び山火事を未然に防止するためのものである。

〔実施担当機関：北播磨県民局加東農林振興事務所、加西市地域振興部農林整備課〕

1 予防計画

- (1) 林地等の管理上必要な知識及び応急措置の方法等について、管理者の指導を行う。
 - (2) 森林の過伐、乱伐を防止し、肥料木を混植して林地の肥培管理を図り、林材の育成を助長し、地すべり山地崩壊による災害の発生を防止する。
 - (3) 消防本部と連携のもと、山火事の防止に努めるとともに、山火事防止について広く市民に対し周知徹底を図る。
 - (4) 地震等による地盤のゆるみが予想される場合は、次の措置を講ずる。
 - ① 地震発生に際し、管内危険箇所のパトロールを行う。
 - ② 応急資材を準備する。
 - ③ 山地崩壊等が予想される場合は、あらかじめ定められた場所に避難誘導する。
- 2 山地に関する防災事業は、年次計画を立て計画的に実施する。
- ① 治山・治水事業及び一般造林事業を推進して林地の保護培養を図る。
 - ② 地表の安定を図るため、無立木地には肥料木を植栽する。
 - ③ 崩壊防止のため、山脚の安定・溪流勾配の緩和を図り得るような工法に努める。

3 山地災害危険地区（資料編 表-6 P8）

第6節 ため池防災計画

この計画は、地震等によるため池に関する災害を予防するためのものである。

〔実施担当機関：北播磨県民局加古川流域土地改良事務所、加西市地域振興部農政課〕

1 体制整備

農家・ため池管理者とともにため池管理上必要な知識及び応急措置方法等の修得に努め、防災体制の整備を図る。

2 ため池管理

- (1) 地震等により危険なときは、次の措置を講ずる。
 - ① 応急資材（土のう、防水シート、杭、ロープ等）を準備する。
 - ② 余水吐の小さな池で危険が予想される場合は、取水施設等を利用し、水位の低下を図る。
 - ③ 堤防が決壊した場合、土のう等を積み被害の拡大を防止する。
 - ④ 市は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供することとする。
 - ⑤ ため池管理者は、事前に決壊した場合の影響範囲を把握するとともに、下流関係住民や関係機関に速やかに通報する体制を整えておく。

第7節 防災営農計画

この計画は、地震等の災害を防御し、もって防災・営農体制の確立を図るためのものである。

[実施担当機関：北播磨県民局加東農林振興事務所、加西市地域振興部農政課]

1 農業対策

(1) 農業用施設整備

本市の農業用施設は全般的に老朽化したものが多く、また畦畔、護岸等が崩壊・陥没しやすい状態にあることから、町及び営農組合等との連絡を密にし、通水排水能力を確保できるように維持管理に努めるとともに、従来の用水・配水系等を整理統合し、水路・井堰・樋門等を恒久化するように年次計画に基づき推進する。

(2) 農作物体系の改善

水稻栽培における早生、中生、晩生種の均等導入普及と栽培技術の指導徹底を図り、異常気象による被害を最小限に食い止める。野菜・果樹・園芸作物の防災処置として災害後の代作について栽培技術の普及指導を行う。

(3) 種苗の確保

各農家・営農組合毎に災害に備えて「予備苗の準備、種子の1割備蓄」を徹底するよう啓発・普及に努める。

(4) 農業用資材の確保

農業用資材の農業協同組合・系統機関及び市内各販売店における在庫調査と搬送方法の計画を立て、災害に備えて確保を図る。

(5) 病虫害の防除

① 病虫害異常発生時の蔓延を防止するため、農薬土壌消毒剤の散布の徹底を図るよう普及指導を行う。

② 管内農業協同組合及び各農家・営農組合所有の防除器具の状況を把握し、その配備計画を立てる。

(6) 被害の軽減

平常時から次の事項について、周知に努める。

① 水稻

ア できる限り深水とし、倒伏防止を図る。

イ 倒伏したものは、排水後速やかに刈り取り、乾燥処理を行う。

ウ 穂発芽したものは、排水後速やかに脱穀し、十分に乾燥を行う。

② 畑作

ア 播種直後のものは、豪雨により種子が流されないよう措置する。

イ ビニールハウス・ガラス温室は、ハウス内に風が入り込まないよう防風措置する。

ウ 収穫期に入っているものは、早めに収穫する。

エ つる性のものは、つり下げを行い自這方式とする。

オ 事後処理として速やかに薬剤散布を行い、損傷の回復を図る。

カ 輪作体系を確立し、万一損傷が甚だしいときは、後作対策を確立する。

キ 市は、これらに必要な種苗、農薬、資材の確保に努める。

③ 果樹類

- ア 柵付設園は、柵、枝等の補強措置をとる。
- イ 収穫期に入っているものは、早めに収穫する。
- ウ 柵付設園以外の果樹等については、幹や枝の折れないように支柱の処理をする。
- エ 事後処理として、病虫害発生予防等のため、薬剤散布を行う。

2 林業対策

災害劣弱林を事前に調査し、森林の伐採、植林、病虫害の予防駆除等について山林管理者に指導する。

3 畜産業対策

- (1) 被災に伴う家畜感染症の蔓延防止と感染症対策作業に努める。
- (2) 各畜産経営農家に防災知識の啓発・普及を図る。

第8節 危険物等保安計画

この計画は、災害発生時において深刻な被害の発生が予想される危険物等について、危険物施設関係者等との緊密な連絡協力のもと、危険物の規制、保安体制の強化を図り、災害の発生を防止するためのものである。

〔実施担当機関：加西消防署〕

1 危険物の規制・指導計画

(1) 危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）の維持管理計画

危険物施設への立入検査を実施し、位置・構造・設備に関する基準に適合するよう指導する。
また、これを早期改善のため消防法に基づく維持管理命令を発し、危険物に起因する火災の一掃を期するよう規制の徹底に努める。

(2) 危険物の安全管理の徹底

危険物の貯蔵、取扱上において、過失等に起因する火災危険を除去するため、危険物取扱者の資質向上を図るとともに、併せて立入検査を実施し、貯蔵、取扱の基準に適合するよう指導する。
また、法律及び命令に違反する危険物取扱者に対しては、免状返納等による積極行政を行い、安全管理の徹底に努める。

また、関係者の自主保安管理が適正に行われるよう、震災対策計画の確立や同計画に基づく管理の徹底を図る。

(3) 無許可危険物施設及び無資格取扱の強制禁止

法令等による承認・命令に違反したとき並びに危険物を無資格者のみで貯蔵又は取扱等の行為を行った場合は、使用停止命令を発するほか予防措置命令等の強制禁止措置を行う。

(4) 危険物等の運搬上の安全管理

石油類、高圧ガスの大量輸送及び放射性物質の輸送に関して、走行車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識、消火器等の携行義務等種々の規制が行われている。

県及び関係官庁で毎年定期的に路上取締りを実施するとともに、危険物積載車については、常置場所において立入検査を実施し、構造設備等の保安管理指導の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

(5) 危険物取扱者等の資質向上

- ① 危険物災害の予防は位置、構造及び設備等の物的設備の安全管理及び危険物保安監督者等を

主体とした人的組織の整備充実を図るとともに、資質の向上・自主保安体制の確立を促進する。

- ② 危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的方途につきの確な教育を行うとともに、各事業所等が安全管理の重要性を認識して、積極的に従業員教育を行うよう指導する。また、危険物取扱作業に従事している危険物取扱者については、保安講習の受講（3年に1度）を指導する。

(6) 指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱

指定数量未満の危険物については取扱者の資格の制限がないが、消防法による規制に適合するよう指導する。

(7) LPG・高圧ガス・アセチレン等の貯蔵・取扱

LPG・高圧ガス・アセチレン等は災害が生じた場合、他の火災にはみられない特殊かつ重大な被害の危険性があることから、これらの所在の届出、査察指導を行い災害発生の未然防止に努めるとともに、災害予防措置の樹立について指導する。

(8) 指定可燃物の貯蔵・取扱

指定可燃物の貯蔵・取扱については、火災の拡大が速やかであるとともに、消火活動が著しく困難となることから基準に適合するよう安全管理の指導を行い、災害の未然防止に努める。

(9) 危険物施設間の協力体制の確立

危険物を取り扱っている危険物施設が一定地域に集中している地域にあつては、事業所等が相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助・避難等自主的な組織活動を行うよう指導する。

(10) 消防体制の強化

加西消防署においては、各事業所毎に予防規程を作成するよう指導するとともに、広域的な市町の相互応援協定の締結を推進する。

(11) 住民安全対策

大規模な危険物施設を有する事業所にあつては、地域住民に対する安全を図るため、防火壁・防風林・防火地帯等の設置を検討する。

(12) 火薬類・高圧ガス保安計画

- ① 対象事業所に対し保安検査、立入検査を行い、施設等の法令に定める基準維持又は周囲の状況変化に対応し措置できるよう指導、措置命令を行う。
- ② 関係機関と連絡会議を開催し、取締り及び指導方針の統一、情報の交換、相互協力等により防災の万全を期する。
- ③ 対象事業所の自主保安のための定期自主検査の実施、従事者の保安教育を強化推進、防災訓練等により自主防災体制の確立を図る。
- ④ その他については、危険物の規制・指導計画に準じ、計画的かつ効率的に災害の防止に努める。

(13) 毒物劇物等保安計画

毒物又は劇物及び有毒ガスにより住民の保健衛生上に危害の生じることを防止するため防災対策の確立を図る。

- ① 毒物劇物取扱事業者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させる。
- ② 毒物劇物取扱事業者に対し、毒物、劇物及び有毒ガスによって住民の健康衛生上に危害を生ずる恐れがあるときは、直ちに健康福祉事務所、警察署に届け出るとともに、危害防止のための応急措置を講じる。

- ③ 毒物劇物を業務上取扱う者のうち、事業所毎に届け出を要するもの（電気メッキ事業者、金属鉄処理事業者、運送事業者等）及び毒物劇物を大量に取扱う者に対して重点的に危害防止について指導する。

(14) 放射線等使用施設

現在、国（科学技術政策担当）においては、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、R I（ラジオアイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関し安全体制を整備している。また、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより、震災時においても監視体制をとるなど各種の安全予防を実施している。

加西消防署においては、これらの施設について、R Iの所在、数量、元素名、化合物名、容器の種類、取り扱っている場所などについて調査し、実態の把握に努めるとともに、健康福祉事務所、警察署等の関係機関と連携して、関係法令に基づく災害予防規定による防災計画の効率的な運用を図る。

第9節 消防予防計画

この計画は、火災の発生を未然に防止し、消防体制の充実を図るとともに予防行政を推進し、火災等を未然に防止するためのものである。

〔実施担当機関：加西消防署〕

1 事業計画

安全で住みよいまちづくり及び災害に強い環境づくりを推進するため、防災基盤整備事業により、次の事業を計画的に実施する。

(1) 消防防災施設

- ① 小型動力ポンプ ② 小型動力ポンプ積載車 ③ 小型動力ポンプ付積載車
④ 防火水槽 ⑤ 防災無線 ⑥ コミュニティ消防センター
⑦ 防災資機材地域備蓄施設

(2) 防災基盤整備

- ① 避難地 ② 避難路

2 火災予防運動

平常時から広報活動により、防火の徹底並びに市民の防火意識の高揚及び防火思想の普及を図り、火災による人的・物的被害の軽減を期する。特に火災予防運動期間中は別途実施計画を立て、兵庫県、市町相互間の連携を密にし、これを強力に推進する。

3 自主防災組織の育成

地域や事業所における防災組織を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図る。

4 危険物施設の予防対策

危険物製造所等の施設における危険物の貯蔵取扱い及び消防用設備等について、技術上の基準に適合維持させ安全管理の徹底を図るために指導・取締を強化し、法令違反の是正については、予防査察によりの確な指導を行う等危険物災害の防止に努める。

5 特殊建築物の防火対策

特殊建築物の防火対策としては、各対象物の消防計画に基づく消防訓練の実施並びに通報、消火、避難及び誘導設備の完備とが相まって、はじめて予防体制が完璧となるものであり、これら消防用

設備の維持管理については、指導を強力に行い不備箇所の指摘、早急是正等適切な措置をとって不測の事態に対処できるよう定期的に予防査察及び消防訓練を適宜実施する。

6 消防訓練の指導

消防訓練の実施にあたっては、事前に訓練の実施要領及び各任務の重要性等を強調し、訓練時における相互の連携の重要度及び避難時における留意事項等を訓練により徹底させ、円滑に通報、消火避難が実施されるよう訓練指導を行う。

7 講習会の開催

消防法第8条の規定による防火管理者の未選任対象物を対象とした資格取得講習会を北はりま消防本部で年1回以上実施して、防火管理者の未選任対象物を解消し防火管理の徹底を図る。

8 防火管理体制の強化

防火管理者は建物の規模、構造及び業態による火災の危険性を的確に判断してこそ、その重要性が認識され管理業務が誠実に遂行されるものであるが、防火管理上必要な業務が法令の規定又は消防計画に従って行われていないと認めた場合は是正促進を行い、かつ、命令、告発、使用停止命令（公表）等の違反処理により防火管理体制を強化し、防火対象物及び人身の安全性を確保する。

9 防火基準点検済証の交付

収容人員が300人以上で、不特定多数の者が出入りする集会場・百貨店・宿泊施設等の特に人命危険を有する施設で、防火上一定の基準に適合するものには、防火基準点検済証を交付し利用者の安全を図る。

10 消防用施設等の点検及び報告の徹底

消防用施設等の設置が義務づけられている防火対象物の関係者は、いかなる場合に火災が発生してもその機能が有効に発揮できるよう消防用設備等を定期的に点検させ、消防機関に報告させることを強力に指導する。

11 防火管理者の育成と活用

学校、病院、工場等の政令で定める防火管理者の配置が義務づけられている防火対象物について、防火管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練等の実施を徹底する。既に資格を取得しているものについては、現任教育を実施して、さらに高度な技術と知識を習得させ、防火対象物において防火管理者を中心とする防火管理体制を強化させる。

12 林野火災予防対策

(1) 消防組織の育成強化

林野火災に対処するため、消防団員を確保するとともに、林野火災に対処する組織及び林野の所有者等による自衛消防隊等の防災組織の育成強化に努める。

(2) 出火防止対策

林野火災の出火原因の大部分が失火であることに鑑み、出火防止に関する啓発に努め、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図る。

第10節 教育・保育等災害予防計画

この計画は、学校及び幼保施設（幼稚園、保育所、幼児園、認定こども園）について、安全の確保を図るとともに、緊急時の連絡体制の確立を図るためのものである。

〔実施担当機関：加西市教育委員会〕

1 市教育施設

(1) 消防署

教育施設等において大規模な災害に備え、必要な危険防止措置の実施、消火器・階段・出入口・非常口等の定期的な点検を指導する。

(2) 教育委員会

災害時の応急教育、指導の方法等につき明確な計画を立てるよう、校長に対して指導助言する。

(3) 学校

- ① 学校の立地条件等を考慮し、大規模な災害時に危険と思われる箇所を整備し、消火器、階段、出入口、非常口等を定期的に点検する。
- ② 災害時の応急教育、指導の方法等について明確な計画を立てておく。
- ③ 児童等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置を検討するとともに、その周知を図る。
- ④ 緊急時に備え、防災関係機関、勤務時間外での教職員の非常召集、及び保護者等の連絡体制の確立を図る。

2 幼保施設

(1) 災害の発生に備えて、次のような措置を講じておく。

- ① 園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置並びに保護者等の連絡方法を検討するとともに、その周知を図る。
- ② 消防署（消防団）、警察署等との連絡網を確立する。
- ③ 保育時間内に災害が発生し、保護者の引き取りが困難な場合は、残留園児の保護について対策を講じる。
- ④ 勤務時間外においては、園長は、所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を定め、職員に周知する。

第11節 文化財・歴史文化遺産の災害予防措置に関する計画

この計画は、文化財及び歴史文化遺産（以下「文化財等」という。）を火災等による被害から保護するため、所有者又は管理者等の協力を得て火災の予防と保護を図るためのものである。

〔実施担当機関：加西市教育委員会〕

1 防災意識・技能の修得

文化財等の所有者・管理者等に対し防災意識の高揚を図るとともに、初期消火等について知識・技能の修得に努める。

2 観光客に対する防災意識の高揚

観光客・参拝客等に対し看板の設置等により、防災意識の高揚を図り、火災の発生を未然に防止する。

3 加西市の文化財一覧 （資料編 表－10 P21）

第12節 防災資材等点検整備計画

この計画は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に備えて防災資機材等を整備充実し、その機能を十分発揮させ防災活動が円滑に実施できるよう点検整備の推進を図るためのものである。

[実施担当機関：加西市総務部危機管理課、加西消防署]

1 防災資機材等の管理・点検

- (1) 管理責任者は毎年、資機材の整備点検を行い、災害発生時にその機能を十分発揮できるように努める。
- (2) 災害に際し使用した資機材等は、速やかに補充し、次の災害に備える。
- (3) 保管倉庫等の管理は特に留意するとともに、破損箇所等は早期に修繕するものとする。

2 防災資機材等整備計画

(1) 防災資機材

防災資機材、緊急用医薬品、生活必需品及びその他の備蓄について、計画的に一層の増数・強化に努める。なお、耐用年数のあるものについては、適宜入れ替え又は点検整備を実施するなど、品質管理及び機能の維持に努めるよう計画的な整備を進める。

(2) 備蓄倉庫

- ① 備蓄倉庫を市役所、消防署（分署）又はその近くの設置に努め、生活必需品、その他の災害対策用資機材の備蓄を図り、災害時の円滑な救援活動に備える。
- ② 災害時の指定緊急避難場所となる小・中学校、公民館等を対象に防災倉庫の設置又は備蓄場所の確保に努める。これにより、避難所における被災者の一時的な生活のために必要な毛布・寝具等の生活必需品、初期消火活動その他の応急復旧対策に必要な資機材等の備蓄に努める。

(3) 緊急調達体制の整備

市内各事業所等との協定締結を進めているが、今後一層の推進に努め、物資の確保を図る。また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

- ① 主食となる米穀、その他資機材等について、JA兵庫みらい等との間で協定を締結しており、流通在庫備蓄に努める。
- ② 副食、調味料、生活必需品、その他については、加西商工会議所、イオンリテール株式会社、マックスバリュ西日本株式会社、コープこうべ等との間で、協定を締結しており、流通在庫備蓄に努める。
- ③ 生鮮食品その他の食品の供給に関しては、JA兵庫みらい、市内農産物集出荷場、イオンリテール株式会社、マックスバリュ西日本株式会社、コープこうべ等との間で、協定を締結しており、今後も提供協定を推進するとともに、自主防災組織、自治会等との連携のもと、調達体制の確立に努める。
- ④ 災害時における燃料の供給に関して、市内燃料供給業者（協会）との間で提供協定の締結を推進する。
- ⑤ 粉ミルクについて、市内薬局等との提供協定の締結を推進する。
- ⑥ 災害時要援護者や女性、子育て家庭のニーズにも配慮するよう努める。

3 災害救助物資備蓄等状況 (資料編 表-11 P24)

第13節 観測装置・情報システム点検整備計画

この計画は、各種観測装置及び情報システム装置等を整備充実し、その機能を十分発揮させ防災活動が円滑に実施できるよう点検整備の推進を図るためのものである。

[実施担当機関：加西市総務部危機管理課]

1 観測施設

- (1) 地震動の観測施設 気象庁及び京都大学が、主として地震発生時の震源・規模・各地の震度及びマグニチュード3程度以上の地震に関する調査研究を行うことを目的とし、次のとおり本市に地震観測施設を設置している。

観測場所	測器の種類	備考
下万願寺町	津波地震観測装置	テレメータにより大阪管区気象台に接続
河内町	津波地震観測装置	テレメータにより京都大学に接続
市役所	計測震度計	テレメータにより兵庫県に接続

- (2) 雨量計等 雨量計は、加西（横尾）、北条（黒駒）、中野の3箇所に設置されていたが、平成29年度から、超高密度気象観測システム（POTEKA）を善防中学校と泉中学校に設置し、局地的な豪雨に対応するなど、危険の予知等への今後一層の活用に努める。

2 災害対応総合情報ネットワーク（フェニックス防災システム）

- (1) 兵庫県が中心となり、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、県下市町・消防機関、関係公共機関、新たに市町に設置される地震計等からの情報収集とその解析により、迅速・的確な応急対応を実現するとともに、市町災害対策本部や公共施設等の避難所との情報交換を円滑化するため、救急救援活動等を支援する防災システムを平成8年9月から運用を開始している。本市においても、このシステムの効果的な運用方法の検討、平常時から使用方法の習得に努める。

(2) システム概要

① 情報収集

ア 観測網の整備 県下各市町に地震計を設置し、観測体制の整備

イ 情報入手ルートの確立 県地方機関、市町・消防機関等に防災端末を配置し、的確な災害情報を収集するとともに気象庁からの気象情報のオンライン化、ライフライン各社等からの情報入手ルートが整備される。

② 災害情報データベース 災害情報データベースによる総合的な防災情報を入手し、迅速・的確な災害対策の実施を図る。また、観測した地震情報から自動的に被害規模の推計を得ることが可能となる。

③ 市災害対策への活用 県下各市町・消防機関に防災端末が配置され、災害情報の入力、気象情報の配信が行われるとともに、県の災害情報データベースの各種情報を入手することにより災害対策活動の円滑化を図る。

④ 一般向け災害関連情報の提供 インターネット、Lアラート（災害情報共有システム）、かさい防災ネット等によって、広報資料、生活情報や災害関連情報を広く提供する。

⑤ 既存システムとの融合 有線が被災した場合を想定し、兵庫県衛星通信ネットワークを利用したシステム化が推進される。

3 かさい防災ネット

緊急時の情報を広く提供するため平成17年5月から運用開始している携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用したシステムであるが、その利用者（登録者）の増加に努める。

第14節 地震に関する調査研究の推進

1 国の推進体制

地震防災対策特別措置法に基づき、地震調査研究推進本部が設置されている。

(1) 地震調査研究推進本部（本部長 文部科学大臣）

総合的な施策立案や計画の作成、予算、広報、総合的な評価など

(2) 関係省庁における地震調査研究等の推進（文科省、気象庁、国土地理院、地質調査所等）

観測及び基礎研究の推進、気象庁への観測データ等の集中、データ分析・評価、広報等

(3) 地震調査委員会による調査

基盤的調査観測の対象活断層について検討を進め、評価結果を公表している。また、海域に発生する大地震についても発生の可能性等を取りまとめ公表している。

(4) 国土地理院による都市圏活断層図の公表

人口、社会資本集中地域を対象に活断層を詳細に表示した「都市圏活断層図」を作成。

2 県における調査研究

平成7～8年度にかけて、文部科学省の地震調査研究交付金を活用して山崎断層帯等の活断層の活動状況について調査研究を実施している。その中で、山崎断層南東部を構成する琵琶甲断層、三木断層も活断層であり、約2000年前の前後数百年の間に活動した可能性があるとの調査結果が報告されている。

第15節 防災用無線局整備計画

この計画は、災害時等の情報受発信、通信に不可欠となる無線設備の技術習得及び整備に関するものである。

〔実施担当機関：加西市総務部危機管理課〕

1 兵庫衛星通信ネットワーク

平成5年度に兵庫衛星通信ネットワークにより兵庫県庁、県地方機関、市町、各消防等を接続し運用を開始した。このネットワークは、衛星回線を通じて、電話・FAX・映像伝達等が可能であり、防災情報の迅速で確実な伝達を行うものである。

(1) 気象情報、地震情報の受信 気象情報（注意報・警報等）、地震情報は、順次神戸地方気象台から兵庫県企画県民部災害対策局防災情報室を経由して発信されており、気象変化・災害危険予想に今後一層活用する。

(2) 操作技術の向上 災害時、特に電気通信が不通となった場合に即時に対応できるよう、定期的に研修・訓練を行うとともに、平素から県・他市町との連絡等においては極力活用し、通話・通信技術の向上を図る。

(3) 点検・整備計画 災害時に即使用できるよう点検を行い、異常発見時には兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課に依頼し、整備を行い非常時に備える。

2 防災無線

(1) 防災無線整備状況（資料編 表-12 P25）

(2) 防災無線整備計画 過去の災害の経験等に基づき、陸上移動局等の増設を検討し、一層の防災・救助体制の強化に努める。また、市民への防災及び行政無線を効率的かつ迅速に伝達するため、加西市全域を対象とした防災行政無線システムの導入を行う。

3 市民・企業等の協力

アマチュア無線家（クラブ）及び運送・輸送企業（協会）等との協定による無線通信の確保を進めているところであるが、今後一層の協定締結を推進し、無線通信の確保に努める。

また、協定を締結したアマチュア無線家（クラブ）等の協力のもと、連絡協議会を開催し、非常通信の協力要請の方法、運用方法等について綿密な協議を行うとともに、無線訓練を行い、災害時に円滑かつ迅速に対応できるよう努める。

第16節 上・下水道防災計画

この計画は、上・下水道施設の点検・整備・改良を推進し、災害発生に伴う被害を最小限にとどめるための計画である。

〔実施担当機関：加西市生活環境部上下水道管理課、上下水道課〕

第1 上水道施設

上水道施設の耐災害性を強化するため老朽化施設の整備・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。

(1) 送水加圧施設

送水加圧施設の常時監視を実施して保守に努めるとともに、耐震・耐火整備補強に努める。

(2) 配水池施設

配水池施設の常時監視を実施して保守に努めるとともに、耐震等整備補強を行い、二次災害の防止を図る。特に、下流側の配水管の破損による貯留水流出を防止し、応急用給水源を確保するため、配水池の新設・改修計画に合わせて緊急遮断弁等の流出防止装置を整備する。

(3) 配水管施設

軟弱地盤地区を重点として、非耐震管及び経年管の取り替えを進めるとともに継手の整備等を行い、管路の耐震性強化を図る。また、市区域内はもとより、他市町との連携により市域を超えたループ化について検討し、推進していく。

(4) 図面等の整備

災害時における復旧、給水活動を迅速かつ円滑に行うために図面等台帳の整備を図る。

(5) 災害時用の資材の整備

災害時に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定める。

(6) 教育訓練及び平常時の広報

① 職員に対する教育及び訓練

- ア 教育 防災体制・災害救助措置等に関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催
- イ 訓練 動員計画に従っての訓練

② 市民に対する平常時に広報

- ア 飲料水の確保について
- イ 給水方法の周知徹底
- ウ 水質についての注意

第2 下水道施設

ポンプ場、処理場、幹線管渠等の主要構造物は、地震風水害等の災害に耐えられる構造にするとともに、管渠の点検を行い、現状を把握し、不良部分については、清掃、しゅんせつ、補修及び改良に努め、地震や風水害等による機能低下を最小限にとどめる。

(1) 目的

下水道は、雨水を排除して浸水を防除し、汚水を排除して快適で健康的な生活環境をつくる都市基盤施設であるが、震災により都市機能の混乱、衛生面での汚染に伴う二次的被害の発生が予想される。このため、地震発生時においても下水道システムが全体として機能を有効に働かせることができるよう整備を促進する。

(2) 処理場・ポンプ場施設等

電気設備、機械設備をはじめ施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。

(3) 管路施設

定期的にパトロールを実施する等、常時保守点検に努め、機能保全を図る。

(4) 図面等の整備

災害時における復旧活動を迅速かつ円滑に行うために図面等台帳の整備を図る。

第17節 電力施設防災計画

この計画は、安定した電気供給の確保に努めるため、災害の根絶を究極の目標として思考しつつ、災害未然防止、被害の軽減及び早期復旧のための諸施策について、電力関係防災体制の基本を確立するためのものである。〔実施担当機関：関西電力送配電株式会社 社配電営業所〕

1 防災上必要な教育に関する事項

災害に対する認識を深め、防災意識を高揚するため、次の教育を継続かつ積極的に実施する。

- (1) 災害に関する予備知識の涵養
- (2) 災害に関する資料の分析研究
- (3) 災害復旧に関する標準工法（作業手順）の確立指導
- (4) 設備要所の的確な掌握及びその指導
- (5) 防災意識の高揚

2 防災上必要な訓練に関する事項

防災士気を喚起し、災害対策を円滑に推進するため、次の各種訓練について、後段の方法により、時宜に応じて効果的に実施する。

(訓練の種類)

- (1) 情報連絡訓練
- (2) 災害対策復旧計画訓練
- (3) 災害対策実施作業訓練

(訓練の方法)

- (1) 会社規模における一斉訓練
- (2) 各部門系列における全社訓練
- (3) 各級機関における総合又は、部門別訓練

3 電力施設の予防に関する事項

防災対策組織の整備については、非常災害対策支達に基づき次の組織体制をとる。

- ① 非常災害時の体制 非常災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、規模、その他の状況により、非常災害に係る予防又は復旧対策を推進するため情報連絡会議、非常災害対策本

部を設置する。

- 4 地震情報について气象台等との連携を密にし、的確な情報の入手に努める。
- 5 災害発生の予防について恒久的設備計画及び応急対策計画に関し、次の対策を推進する。
 - (1) 地震対策
 - ① 送配電設備
 - ア 不等沈下発生箇所との調査と補強の推進
 - イ 橋梁並びに建物取付け部における耐震性管材料及び構造の採用
 - (2) 通信設備の確保
 - ア 重要回線の回線構成、切替えによる応急連絡の確保
 - イ 予備電源の強化整備
 - ウ 市との連絡回線の確保
- 6 災害備蓄制度の運用に関する事項
災害対策資材の確保及び輸送配置に関し、次の諸事項についての的確な運用を行う。
 - ① 対策資材計画
 - ア 所要資材の把握
 - イ 対策資材需給計画の策定
 - ウ 輸送計画の策定
 - ② 保管施設等の整備
 - ア 保管施設の点検
 - イ 車両防護策の策定
 - ③ 調達 適切な在庫流用を含む調達
 - ④ 調査 運搬業者及び道路状況の把握
 - ⑤ 確認
 - ア 購入及び在庫流用の確認
 - イ 未納、未着品の督促
 - ウ 業者持資材の確認
- 7 漏電による出火の防止に関する事項
電気工作物の適正管理を推進して、漏電による出火事故を未然に防止するため、次の具体的事項について災害発生時における特別強化措置を含む積極的対策を実施する。
 - ① 樹木接触、看板接触等による漏電の防止措置
 - ② 引込巡視、定期絶縁検査の計画実施
 - ③ 家電機器の正しい使い方PR及び不良電気設備の改修促進
- 8 公衆災害、二次災害の予防に関する事項
 - (1) 各種PR・機関講習会を通じたの予防啓発の実施
 - (2) 自家用、特高需要家との連絡協調体制の確立

第18節 ガス施設防災計画

この計画は、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限に食い止め、また、地下埋設物の工事によるガス災害を防止するため、平常時から防災施設及び工作物の設置及び維持管理の基準を定めるためのものである。

実施担当機関：加西市都市整備部土木課、加西消防署、JA兵庫みらい
(社)兵庫県エルピーガス協会加西地区

- 1 ガス施設災害予防対策
 - (1) 防災体制
製造所・供給所・各地区供給部等においては、保安規定に基づき、災害時等の対策・地震時の対策・ガス漏えい及び導管事故等の処理についての計画を策定するとともに、警備体制及び非常体制の具体的措置の樹立について指導する。
 - (2) 設備の設置及び維持管理等
 - ① 供給所等設備 ガス発生・精製設備、石油類貯蔵槽等については、耐震性を十分に考慮して設置するとともに、防災設備の整備を指導する。また、災害予防対策として、点検検査の徹底

を図る。

- ② 導管・付属設備 導管等の付属設備については、法令等に定められた方法で設置するとともに、溶接鋼管、ダクト管等の耐震性のある導管を使用し、継手についても、耐震性を考慮したものを開発・使用することを指導する。また、定期的に点検、検査等の維持管理の実施の徹底を図る。
- ③ 地下室等の設備 ガス事業法に基づき、緊急ガス遮断装置の設置推進、ガス漏れ警報機の設置推進、接続管の強化推進ガス設備、安全点検の強化を行うとともに、安全使用に必要な知識の周知徹底を図る。
- ④ 地震時のガスの一時停止 大規模地震の際にガスの供給を継続することによって二次災害発生への恐れがある地域については、ガスの供給を一時的に停止するよう指導する。
- ⑤ 緊急用資材の整備 緊急事故が発生した場合、早急に復旧又は応急できるよう、緊急車及び緊急用資材を整備する。

(3) 教育訓練及び防災知識の普及

- ① 教育 ガス関係従業員に対し、防災に関する基礎知識、事故防止及び緊急時措置を重点に教育を行い資質向上に努めるよう指導する。
- ② 緊急時措置訓練 情報の収集・伝達、製造・供給に関する緊急操作、応急修繕、広報、消火等を含む個別及び総合訓練を実施する。
- ③ 地震訓練 地域防災訓練への積極的参加を呼びかけるとともに、会社内等の地震訓練を指導する。
- ④ 非常召集訓練 非常召集名簿を作成し、随時訓練を実施するよう指導する。
- ⑤ 使用者に対するガス安全使用のための広報活動
あらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項をPRするとともに、特に、地震、台風、火災等のために避難するときは必ずガス栓を閉じるよう徹底を図る。

2 地下埋設物に対する安全対策

地下埋設物の新設、改築、廃止及び修繕等による、既設ガス導管等地下埋設物の破損による災害発生を予防するため、路面の掘削工事に対する規制を強化するとともに、次の措置により安全対策を実施する。

(1) 道路管理者の措置

- ① 地下埋設物の掘削工事を施工する場合における埋設ガス管等の事故を防止するため必要な事項を定め、これを遵守するよう工事発注者・請負業者に対し指導する。
- ② ガス管等地下埋設物の埋設状況を正確かつ確実に掌握しておくため、ガス事業者等の地下埋設物管理者の作成する地下埋設物に関する図面等をもとに、総合的な地下埋設物に関する台帳及び図面を整備する。
- ③ 同一道路敷地内で道路の掘削工事が重複する場合は、共同で掘削することを占用許可の条件とする。
- ④ 土木建設関係者に対しては建設工事の際のガス施設による災害を防止するために、ガス管の敷設状態、埋設深度、材質等ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止について協議を行い、保安措置の徹底を図る。

(2) 工事発注者等の措置

- ① 道路の掘削工事の施工に伴うガス導管の保安確立対策について事業者と事前に協議する。
- ② 道路掘削工事による振動等により破損することがないように工法の検討を行う。

- ③ ガス事業者と協力して工事現場におけるガス導管の保安監視のため巡回、点検を定期的を実施し、保安確保体制の確立強化について指導する。
 - ④ その他、道路管理者と十分に打ち合わせを行い指示に従うとともに、経済産業省等行政官庁の事故防止に関する指示事項の遵守を行う。
- (3) ガス事業者の措置
- ① 事発注者等から道路の掘削工事の施工に当たってガス導管の保安確保対策に関して協議があった場合は、これに積極的に協力するとともに、ガス導管の保安について必要な助言を行うよう指導する。
 - ② ガス導管の保安監視のため、工事現場の巡回点検を独自に、あるいは工事発注者と協力して定期的を実施する。

第19節 鉄道施設防災計画

この計画は、鉄道施設の災害防止について、路線諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して、災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うものである。

〔実施担当機関：北条鉄道株式会社〕

1 災害を予防するため概ね次の各号の事項について計画実施する。

- (1) 橋梁の維持補修及び改良強化
- (2) 河川改修に伴う橋梁改良
- (3) 法面及び土留の維持補修及び改良強化
- (4) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (5) その他防災上必要な設備改良

2 運転規制

会社は、異常気象・地震発生時に、災害の発生を未然に防止するため、次により運転規制を行う。

(1) 鉄道部長

鉄道部長は、強い地震を感知した場合は、直ちに次の措置を講ずる。

① 震度4以上の場合

列車の運転を中止し、レール等の点検により安全を確認後、逐次規制を解除する。

② 震度3以下の場合

列車に対し時速25km以下の速度で運転することを指令し、必要に応じレール等の点検により安全確認を行い、逐次規制を解除する。

③ 強い地震を感知し列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させるよう、無線により乗務員に連絡する。

(2) 乗務員

① 乗務員は、運転中に地震を感知して列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。

② 列車の停止位置が橋梁上等の場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。

③ 地震により列車が停止した場合、乗務員は所定の制動処理を行った後、速やかに無線機により鉄道部長に通告し、その指示を受ける。

第20節 公衆電気通信施設防災計画

公衆電気通信についての防災対策の基本方針は、次のとおりである。

〔実施担当機関：N T T西日本兵庫支店〕

1 施設の保全及び耐震性の強化

(1) 建物及び鉄塔

N T T西日本独自の構造設計指針により耐震設計の実施及び建築基準法で定める基準を満足するよう設計し、診断及び補強を実施する。

(2) 所内設備

① 機械設備 建物に設備している交換機、伝送装置などについて振動による倒壊、損傷を防止するため、局舎のハリ、壁及び床などに支持金物でボルト固定を実施するとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やズレが生じないように固定し、耐震補強を実施する。

② 電力設備 発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家用発電装置の耐震強化を実施する。

(3) 所外設備 都市部の需要の多いところから計画的に地中化を実施する。

2 電気通信システムの信頼性向上

地震が発生した場合、電気通信が途絶しないようシステムの信頼性を図る。

(1) 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。

(2) 主要な中継交換機及びI P網設備を分散設置とする。

(3) 通信ケーブルの地中化を推進する。

3 災害対策用機材

(1) 通信途絶防止用無線網の整備

次のものを整備する。

① 可搬型無線機 (TZ-403、TZ-403D)、可搬型デジタル無線方式 (11P-150M)

(2) 災害対策用機器の整備・充実

次のものを整備する。

① 応急復旧ケーブル

② 非常用可搬形デジタル交換装置、汎用型多重化装置、衛星車載局、ポータブル衛星通信システム

③ 移動電源車、可搬型発動発電機

④ 排水ポンプ

4 広域災害時における応援計画

広範囲にわたる災害が発生したときに備えて、全国規模による動員、応急復旧用資機材の確保を図り、応急復旧及び災害復旧を素早く効率的にできる体制を整える。

5 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。

(1) 演習内容

① 演習の種類

ア 災害対策情報伝達演習 イ 災害復旧演習 ウ 大規模地震を想定した復旧対策演習

(2) 演習方法

- ① 広域規模における復旧シミュレーション
- ② 事業所単位でのかけつけ・情報伝達演習
- ③ 防災機関における防災総合訓練への参加

第 2 1 節 安全避難整備計画

市、関係機関及び地域における市民・事業所等の 3 者それぞれの果たすべき役割分担を示し、緊急時に安全な避難活動を行えるよう、日頃から備えるべきことを定める。

〔実施担当機関：市関係部局〕

第 1 避難計画区域

県地域防災計画において、火災に対する危険性が特に高く、あらかじめ組織的な避難計画の作成が必要であるとして、市街化区域内もしくは用途地域を避難計画区域として指定している。このことから、次の点を考慮しながら広域避難場所・避難路の整備等の避難計画の作成に努める。

1 避難を要する人員の算定

避難計画区域内の人口については、昼間あるいは夜間のうち多い方を要避難人員として算定する。

2 広域避難場所の選定要件

広域避難場所においては消防力に頼ることなく、大火から住民の安全を確保できることを目標とするが、その選定に当たっては次の事項を考慮する。

(1) 火災に対する安全性

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難地内で人体の安全を確保するためには、ある程度以上の広さが必要である。そのため 10ha 以上の空き地を有することを目標とし、周囲建物の不燃化及び消防水利等消火設備の設置に努める。

(2) 公共性

地震の発生はあらかじめ予測することが困難であるため、緊急時にも容易に避難地として活用できること及び付近住民によく認知されていることが必要である。そのため、公的施設等であることが望ましい。

(3) 収容人員の算定

避難地の収容可能な人員の算定は、2 m²につき 1 名とすることが望ましいが、当面は 1 m²につき 1 名として行うこととする。

(4) 生活必需品等の供給

避難地には長時間滞在することが予想されるので、食糧・給水・医療等最低限の生活必需品の供給ができることが必要である。

3 避難圏域の設定

避難距離を短縮するため避難地から半径 2 km 程度の範囲を目安とする。

4 避難路の選定と避難誘導計画

(1) 避難路の選定

避難路の選定については、自主防災組織・自治会等による地域に即した避難経路の選定を原則とし、地域住民の関心を高めるよう努める。

(2) 避難誘導計画

避難計画区域は、火災による危険性が極めて高く、また人口密集地域であるため、避難誘導に当たっては極めて困難な事態が予想される。そのため、あらかじめ幅員 15m以上の道路を目標に避難誘導計画の整備に努める。

第2 避難誘導體制の整備

1 標識等の整備

(1) 事業計画

① 避難場所周辺の安全性確保

避難場所周辺について、安全な避難の確保の観点から、現況調査及び安全性の検討を行い、見直し整備を進める。

② 誘導標識等の整備

避難標識等は、災害時要援護者への配慮を含めたデザイン等の再検討を行い、整備を進める。

③ 避難場所案内地図の整備

避難場所案内地図は、「避難場所」の配置を地図上に示し、地理不案内な人に対してはもちろん、施設そのものの所在を知っている市民に対しても「避難場所」としての周知を図る役割を果たすとともに、避難経路の統一化を図るため、災害時要援護者への配慮等を含めた内容の再検討を行い、整備を進める。

2 避難誘導體制の確立

(1) 現況判断基準等の確立

災害時において、地域ごとの延焼火災発生状況や浸水状況等について迅速に把握し、また関係機関・隣接市町等との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進め、避難指示等を適切に発令するための判断基準等の確立を図る。

(2) 避難道路の安全化

避難道路の安全を確保するため、定期的なパトロール及び安全性の検討を行い、整備を図るとともに、道路に面する建物等の所有者・管理者に協力を求め、危険性の排除に努める。

(3) 避難先の安全確保

① 施設管理者との協議

避難した市民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設の整備、災害時の運用方法について、あらかじめ協議を行う。

② 避難場所の安全化

避難場所を火災等から防御し、避難した市民の避難先における安全確保を図るため、各周辺地域住民の協力体制の確立、消防水利の充実、消防力の強化に努める。

③ 情報通信手段の整備

状況に応じた適切な対応が速やかに行えるよう、避難場所に災害時の情報通信手段の配備を進める。

(4) 避難誘導體制の整備

① 避難場所への誘導體制

市民・来訪者の避難場所への円滑な誘導を行うため、地域の実態や被害状況に即した避難誘導體制・方法の整備について、調査・研究し、災害時に備える。また、大地震等の大規模災害が発生した場合における職員の動員方法等について、あらかじめ周知徹底する。

② 公共施設・防災上重要な施設の避難誘導體制

市の公共施設及び災害対策基本法（第7条）に基づく「防災上重要な施設」とすべき施設の管理者は、来所者・入所者等の安全避難のため避難計画を策定する。特に自衛消防組織を有する施設においては、自衛消防組織の活動内容に来所者・入所者の避難計画を確立しておくこととする。また、その他多数の従業員・来所者が勤務若しくは出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は施設内における従業員、来所者の安全な避難対策を講じるように努める。

(5) 自動車による避難禁止の周知徹底

災害発生時の中で、自動車で避難することは、徒歩による避難よりも一層の困難をもたらすだけでなく、緊急車両の通行を妨げ、消火・救護活動等の支障となる。また、放置された自動車が火災延焼の原因になることも危惧される。そのため、大規模災害発生時の自動車による避難を禁止し、避難者の避難行動の円滑な実施と救急車等の緊急車両の通行の確保を図れるよう、平常時から広報活動を通じて、市民への周知徹底を図る。

(6) 「マイ避難カード」の普及による県民の避難意識の向上

市は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、市民の避難意識の向上を図ることとする。

第22節 訓練計画

この計画は、関係機関の協力を得て防災業務に従事する職員に必要な訓練を実施し、各種災害に対応した被災者の救援、救護等を中心に防災知識・技能の修得及び防災機関等の応援体制の確立並びに市民への防災に関する協力と理解を求め、もって防災思想の普及向上を図るためのものである。

〔実施担当機関：加西市総務部危機管理課、加西消防署、加西市教育委員会〕

1 総合訓練

(1) 実施要領

- ① 実施時期 大地震・台風・梅雨等に備えて、最も訓練効果のある時期を選び、毎回防災関係機関と協議して決定する。
- ② 実施場所 市内で総合訓練に適した場所を、毎回防災関係機関と協議して決定する。
- ③ 参加機関 兵庫県、加西市、防災関係機関、住民、自治会、自主防災組織、小・中学校、幼保施設、消防署・消防団、市医師会、民間協力団体・企業、アマチュア無線家（クラブ）、運送・輸送会社等
- ④ 訓練想定 市内防災関係機関及び地元住民が一体となって、災害想定により予想される事態に即応した風水害・地震・火災等とするが、毎回防災関係機関と協議し決定する。
- ⑤ 実施種目
ア 非常召集訓練 イ 災害対策本部設置訓練 ウ 本部運営訓練 エ 情報収集訓練
オ 情報伝達・通信訓練 カ 初期消火訓練 キ 広報訓練 ク 避難誘導訓練
ケ 応急救護訓練 コ 救出救護訓練 サ 道路障害物除去訓練 シ 救援物資輸送訓練
ス 応急給水訓練 セ 仮設住宅建設訓練 ソ 各種復旧訓練 タ 炊き出し訓練

2 地区防災訓練

消防署、消防団等の協力のもと、自治会、自主防災組織等を単位とする訓練を実施する。

(1) 実施期間 原則として要請により随時実施する。

(2) 訓練内容

- ① 出火防止訓練 ② 初期消火訓練 ③ 避難誘導訓練 ④ 応急救護訓練 ⑤ 情報伝達訓練

⑥ 応急給水訓練 ⑦ 応急炊き出し訓練 ⑧ 防災資機材の操作訓練 ⑨ その他の訓練

3 職員の参集訓練

職員の本部、地区連絡所、避難場所の開設等の非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。訓練の実施にあたっては、災害の想定を行い、道路網の寸断、勤務時間内外等の様々な条件を加味したものとするようにし、参集時間の短縮、ノウハウの蓄積に努める。

○ 訓練内容

ア 非常連絡訓練 イ 非常参集訓練 ウ 指令伝達訓練

エ 本部・地区連絡所・避難所開設、運営訓練

4 通信連絡訓練

有線通信の不通・困難な場合において、関係機関の通信連絡の円滑と迅速、確実を期するため防災関係者、アマチュア無線家（クラブ）、運送・輸送業者（協会）の協力を得て実施する。

① 実施事項

ア 災害に関する予・警報の通知伝達 イ 被害状況報告 ウ 災害応急措置についての報告

② 訓練の種類

ア 通信連絡訓練 イ 非常無線通信訓練 ウ 衛星通信、無線交信訓練

5 消防訓練

① 参加機関

ア 消防署 イ 消防団 ウ 事業所 エ 自主防災組織

② 訓練項目

ア 消防団訓練

a 参集訓練及び初動措置訓練 b 情報収集及び通信運用訓練 c 部隊編成訓練

d 火災現場活動及び救急救護訓練

イ 事業所及び自主防災組織訓練

a 出火防止訓練 b 初期消火訓練 c 応急・救護訓練 d 通報連絡訓練 e 身体防護訓練

6 災害救急・救助訓練

救助活動の円滑な遂行及び迅速、確実を期するため、水防・消防等の訓練と併せて災害救助訓練を実施する。なお、学校・病院・社会福祉施設等の管理者に対しては、児童、生徒、入所者等の人命を保護するための避難訓練に重点を置くように指導する。

① 参加機関

ア 消防署 イ 住民・事業所 ウ 医師会・日本赤十字社

② 訓練項目

ア 救出訓練 イ 負傷者の救急措置及び搬送訓練 ウ 救護所の設置訓練

エ 救急・救護資機材の活用訓練

7 災害警備訓練

災害が発生した場合、被害の拡大を防止するため、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通規制等の応急対策を実施し、住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、警察署に協力を要請し、県、市、防災関係機関等が実施する訓練にあわせて実施する。

○ 訓練項目

ア 部隊の召集、編成訓練 イ 部隊の集結訓練 ウ 交通規制訓練 エ 情報収集伝達訓練

オ 避難誘導訓練 カ 救出救護訓練 キ 通信訓練

8 自衛隊応援要請訓練

災害時に自衛隊への応援要請が円滑かつ迅速に行えるように、自衛隊の協力を得て実施する。

○訓練項目

ア 応援要請訓練 イ ヘリポートの開設訓練 ウ 自衛隊受入訓練

9 避難訓練

- ① 市 災害時における避難の勧告及び避難のための立退き等の円滑、迅速確実を期するため、市が中心となり関係機関が参加し、適当と認める地域の居住者・滞在者及びその他の者の協力を得て実施する。
- ② 防火管理者 学校、病院、工場、事業所、店舗等の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。なお、防火管理者を置く義務のない施設の管理者においても前記に準じて実施するよう指導する。
- ③ 児童・生徒の避難訓練等 市教育委員会の指導のもと、児童・生徒については、その身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施する。
 - ア 大規模地震・火災に際して、落ち着いて、しかもすばやく行動できるよう、その意味、必要性を理解させた上で、身の安全を守るための動作と方法を修得させる。
 - イ 避難訓練を通じて、災害予防の意識を高めるとともに、より安全な体制づくりのためのノウハウの蓄積に努める。
 - ウ 集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

第23節 防災知識普及計画

この計画は、地域住民に対する防災知識の普及を図るとともに、災害対策関係職員の災害時における適正な判断力を養成し、防災体制の確立を図るためのものである。

〔 実施担当機関：加西市総務部危機管理課、加西市総務部総務課、加西消防署、
加西市教育委員会 〕

第1 住民に対する防災知識の普及

防災関係機関は、単独又は共同して、下記の方法等により防災広報に努める。

(1) 防災知識の普及

① 平常時の心得

- ア 地域における災害危険性の把握
- イ 家屋等の点検、屋内の整理点検
- ウ 家族内の連絡体制の確保（被災地域住民にかかる安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル」の活用等）
- エ 火災の予防方法
- オ 避難方法の修得
- カ 応急救護の方法
- キ 非常持出品の準備
- ク 地域ぐるみでの防災体制の確立

② 災害発生時の心得

- ア 防災関係機関及び地域住民への情報の伝達系統の明確化・周知
- イ 出火防止と初期消火
- ウ 周辺地域の被災状況の把握
- エ 地域ぐるみでの救出・避難活動の実施
- オ テレビ・ラジオ等による情報の収集

(2) 各種行事による防災知識の普及

- ① 各種行事による防災知識の普及 火災予防運動、防災の日、国民安全の日、ひょうご安全の日等に講演・映画・講習等の行事を通じて一般住民に広く普及する。
- ② 広報誌による防災知識の普及 市発行誌、広報かさい等に防災関係事項を随時掲載して地

域内の住民に防災意識の高揚を図るとともに、防災対策マニュアル等により知識の普及に努める。なお、防災対策マニュアルの作成にあたっては、日本語を解さない外国人や目の不自由な市民などいわゆる災害時要援護者に十分配慮したものとなるよう努める。

- ③ 広報車の巡回による防災知識の普及 火災多発時期、台風発生時期等において、広報設備を有する車両等によって地域内を巡回し、広く一般住民に災害予防についての啓発を行う。
- ④ 標語、図画、作文等の募集による普及 児童、生徒及び一般住民から広く募集し、防災意識の高揚を図る。

第2 自主防災組織・自治会等

市防災部局は、消防署及び防災関係機関と協力して、次のとおり自主防災組織に対する防災知識の普及に努める。

- (1) 各町区長等に対して、自主防災対策を記したマニュアルを作成・配布し、防災知識の普及に努める。
- (2) 災害危険箇所の把握、避難経路の選定等を自主防災組織・自治会等と共同で地域特性に応じた防災マップの作成に努めるとともに、この作業を通じ防災意識の高揚、防災知識の普及を図る。
- (3) 防災関係機関の協力を得て、研修会、講演会及び施設見学等により、防災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織の交流強化を図る。
- (4) 警察、関西電力、NTT西日本等の防災関係機関が、それぞれの所掌する事務又は業務に関して、防災知識の普及に努めるよう要請する。

第3 園児・児童・生徒

教育委員会及び各施設の管理者は、園児・児童・生徒に対して、次のとおり防災知識の普及に努める。

- (1) 園児・児童・生徒の発達段階や学級の実態に即して、防災教育を計画的に進める。
- (2) 幼保施設、小・中学校を単位とする実践的な訓練を定期的実施する。

第4 事業所等

消防署は、防災対策上特に注意を要する施設や病院、福祉施設並びに大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する市内施設等市内事業者の防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊に対する講習を実施し、事業所内防災担当従業員の防災行動力の向上に努める。また、研究会、講習会等を随時開催し、防災知識の普及に努める。

第5 職員に対する防災教育

災害応急対策の成否は、職員の心構え及び防災知識が重要な要素となるので、研修・講演会・現地調査等の手段をもって職員の防災知識の周知徹底を図る。

(1) 新任研修

総務部は、新たに市職員として採用されたものに対して、防災に対する新任研修を実施する。

研修は通常の新規採用職員研修の一項目として行う。

(2) その他の研修、講習会

その他必要に応じて、研修・講習会を開催するように努めるとともに、県や防災関係機関が行

う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する

第6 専門的人材の育成

(1) 応急危険度判定士

災害により被災した建物の危険度の判定を実施し、当該建物の住民等の安全を確保するとともに、迅速かつ円滑な仮設住宅等の住宅対策を講ずるため、応急危険度判定士の計画的な養成・登録に努める。また、適切な危険度の判定を行うため、県と連携し、「地震被災建築物の被災度調査・判定シート」をあらかじめ作成する。

(2) 家屋被害認定士

災害時に十分な知識と技術を持って即時に住家の被害調査が実施できるよう、県の家屋被害認定調査士制度等を活用し、人材の育成に努める。

(3) その他の専門的人材の育成

被災した公共土木施設や土砂災害等の被災情報の迅速な収集、点検、円滑な災害応急対策の実施等に資するため、専門的人材の育成に努める。

第24節 自主防災組織等整備計画

住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備・充実は、防災組織の高揚並びに災害時における人命の安全確保を図る上で重要であることから、自主的かつ組織的な防災活動の育成に努め、また、事業所等自らの防災組織を編成し、大規模な災害・事故等に備えるための計画である。

[実施担当機関：加西市総務部危機管理課、加西消防署]

1 地区防災計画の策定等

自治会及び市内に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

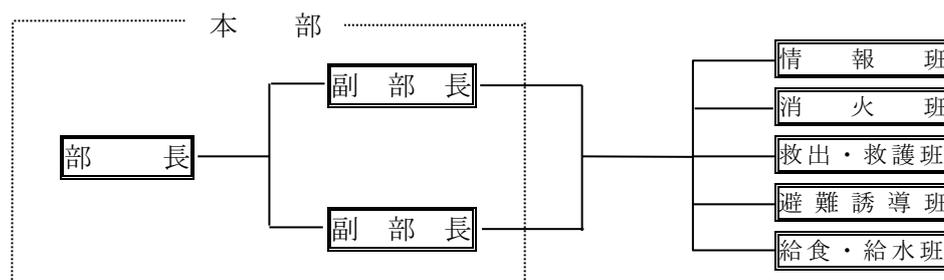
市は、加西市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、加西市地域防災計画に地区防災計画を定めることとする。

2 住民による自主防災組織

(1) 組織

地域住民は、地域自治会の活動の一環として防災部等を設ける等、日頃から防災知識の普及、防災訓練等を行い、自主防災組織の充実に努める。なお、組織づくりは地域の特性に対応したものであることが原則であるが、概ね次を基本とする。

① 組織構成



② 本部・各班の任務

本 部

【日 常】

- ・規約や年間活動計画及び予算、決算
- ・総会、役員会の開催
- ・防災訓練の計画立案（消防署・消防団との調整）

【災害発生時】

- ・各班の指揮及び調整
- ・防災関係機関との情報連絡ルートの確保
- ・被害状況の迅速かつ的確な掌握
- ・防災関係機関への情報提供

情報班

【日 常】

- ・広報活動（住民へのチラシの発行、講演会等の開催）
- ・被害状況の把握方法の研究及び手法の確立
- ・防災関係機関への情報の伝達方法の研究及び手法の確立

【災害発生時】

- ・デマ、混乱防止を目的とした広報活動
- ・消火活動への協力の呼びかけ
- ・被害状況の把握と集約
- ・避難指示など防災関係機関からの重要な情報の住民への周知

消火班

【日 常】

- ・消火機材の操作習熟
- ・用具、資機材等の保守点検
- ・消火訓練の計画立案（消防署・消防団との調整）

【災害発生時】

- ・初期消火
- ・防災関係機関（特に消防署、消防団）の指示に従った行動

救出・救護班

【日 常】

- ・地域の高齢者、障害者、外国人等の方々の支援方法の研究及び手法の確立
- ・負傷者の救出や搬送の手法の研究、確立
- ・救出用具や救急用品の整備

【災害発生時】

- ・負傷者の救出、医療機関等への搬送等の救護活動
- ・地域の負傷者の発生状況の把握
- ・高齢者、障害者、外国人等の安全確認

避難誘導班

【日 常】

- ・避難ルート及び集合場所の決定、安全点検
- ・地域内の危険個所の調査と安全対策
- ・避難場所の運営方法の研究
- ・高齢者、障害者、外国人等の避難誘導の方法の研究、手法の確立（救出・救護班との連携方法の確立）

【災害発生時】

- ・避難ルートの安全確認及び避難ルートの確定
- ・避難開始の決定のための情報収集と防災関係機関及び住民への提供
- ・避難誘導（高齢者、障害者、外国人等へのアプローチ）
- ・避難途上の安全の確保（先導隊による危険の排除）
- ・避難場所の運営及び秩序や衛生の維持、苦情や各種問題の処理
- ・避難場所での防災関係機関との連携

給食・給水班

【日 常】

- ・地域で行う給食給水、救援物資等の配布の方法の研究
- ・備蓄食料品の管理
- ・炊き出し及び給水用資機材の保守、点検

【災害発生時】

- ・炊き出しの実施
- ・救援物資の配布
- ・避難場所での炊き出しや物資配布
- ・高齢者、障害者、外国人等へのケア

(2) 育成・強化の促進

① 組織の育成

平成7年度に自主防災部会の組織化・運営マニュアルを作成し、各町区長に配布、平成17年度に市内全町に自主防災組織が結成された。

それに伴い、今後も地域住民に対し組織の必要性、防災知識・防災思想の普及について、積極的かつ計画的に広報活動、映画・ビデオ等を活用し育成を図るとともに、女性や若者の地域防災活動への参画を促進し地域防災リーダーの育成を行う。また、防災関係機関の協力を得て、活動・訓練についての助言、あるいは援助を行うことにより、自主防災組織の持続的な運営、資機材の整備・強化を応援する。

② 自主防災組織への助成

自主防災組織の運営を円滑にするため、「加西市自主防災組織補助金等交付要綱」及び「加西市消防防災施設等整備事業補助金交付要綱」に基づき、各種訓練及び資機材の整備に必要な費用を補助する。

③ 地域における相互協力の促進

自主防災組織による地域防災活動をより実効あるものにするために、隣接する自主防災組織の相互協力体制の確立など、組織間の連携を促進する。また、地域内に社会福祉施設等の災害時要援護者の通所・入所施設を有する自主防災組織については、災害時の介護・避難の援助、所有食料・備蓄物資の提供等を骨格とする相互応援協定を締結するよう推進する。

④ 市民救命士の育成

市民に対し、救命に対する知識の習得の重要性について啓発に努めるとともに、講習により市民救命士の育成を図る。

(3) 婦人防火クラブ等との協調

民間の防火組織としては、女性層を対象とした婦人防火クラブ、少年層を対象とした少年消防クラブ等があり、それぞれの立場において火災予防に努め、広く火災予防思想の普及に貢献している。自主防災組織は、これらの民間防火組織と一体となって地域の防災に取り組む必要がある。

① 婦人防火クラブ

婦人防火クラブでは各家庭の防災診断をはじめ、火気使用器具類の正しい取扱方法・消火器具取扱方法の習得等の予防活動を行っている。従って、婦人防火クラブを自主防災組織の中に位置づけ、いざというときに一体となった活動ができる体制づくりに努める。

② 少年消防クラブ

少年消防クラブは防火ポスターの制作・配布、火災予防運動行事への参加・協力等の活動を行っている。自主防災組織としては、少年消防クラブが家庭に対する火災予防思想の普及に大きな効果があること及び将来における自主防災組織の核となる人材を育成する場となること等から、その育成・強化に努める。

3 施設の自衛消防組織

(1) 自衛消防組織

大地震やその他大規模な災害や事故が発生した場合、大災害が予想される施設等について、これらの被害防止と軽減を図るため、法令等に基づく事業所等自ら防災組織を編成し、あらかじめ消防・防災計画を策定するよう指導する。

(2) 自衛消防組織設置対象施設

- ① 大量量販店、宿泊施設、学校、病院等多数の人が利用し、又は使用する施設
- ② 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ③ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織を設置し、災害防止にあたる効果が効果的である施設
- ④ 同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛防災組織を設置することが必要な施設

(3) 組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実情に応じた組織づくりを行い、それぞれの施設において適切な規約及び防災計画を策定する。

(4) 自衛消防計画

① 予防計画

- ア 予防管理組織の編成 イ 火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検整理
ウ 消防用施設等の点検整備

② 教育訓練計画

- ア 防災教育 イ 防災訓練

③ 応急対策訓練

- ア 応急活動組織の編成 イ 情報の収集伝達 ウ 出火防止及び初期消火 エ 避難誘導
オ 救出救護

(5) 自衛消防組織の活動

① 平常時

- ア 防災訓練 イ 施設及び設備等の点検整備 ウ 従業員等の防災に関する教育の実施

② 災害時

- ア 情報の収集伝達 イ 出火防止及び初期消火 ウ 避難誘導 エ 救出救護

4 自主防災組織の啓発と指導

(1) 指導・助言

住民が自主防災組織をつくり実際に活動していくために、自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言を行う。

(2) 啓発普及の方法

映画・ビデオ等を活用し地域住民に組織の必要性について、積極的かつ計画的に広報活動を行い防災知識と防災思想の普及啓発を図る。

第25節 要配慮者予防計画

この計画は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、要介護高齢者、乳幼児、日本語を解さない外国人等で避難の際に何らかの介助支援を必要とする者は、火災、地震等の災害発生時において被害を受ける可能性が高いため、「福祉のまちづくり」を基本的かつ恒久的な施策として位置づけ、可能な限り自力避難が可能な環境条件を整備するとともに、必要な措置、指導等を行い、地域ぐるみでの支援体制の確立を図るためのものである。

〔実施担当機関：加西市健康福祉部地域福祉課、長寿介護課、総務部危機管理課〕

第1 基本的事項

「要配慮者」とは、災害に対し自分の身体・生命を守るため、安全な場所に避難するために支援を必要とする者をいう。このような観点から、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病弱者、高齢者のほか、乳幼児や日本語を解さない外国人、加西市の地理に不案内な市外からの来訪者等が想定される。また、その中で自力避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人を「災害時要援護者（避難行動要支援者）」として想定し、以下のような基本的な考え方にに基づき、災害時の安全な避難を確保するために必要な施策を実施する。

- 1 地域住民は、「災害時要援護者（避難行動要支援者）」の問題を他人事ではなく、自ら担うべき課題として、行政との相互協力により解決することを認識する。
- 2 地域住民は、災害時要援護者（避難行動要支援者）自らが避難行動能力の向上に努められるよう日頃から配慮する。
- 3 地域住民は、災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保に努める。
- 4 地域住民は、災害時の安全な避難誘導のために必要な資機材の確保に留意する。
- 5 市は、「加西市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、障がい者や要介護高齢者等の災害時要援護者（避難行動要支援者）の実態を把握するとともに、平常時から地域住民との連携を図れるよう配慮する。
- 6 市は、介助を必要とする避難行動に対して、災害時要援護者（避難行動要支援者）と健常者との共生に配慮しながら、総合的な立場からの指導を推進する。

第2 保健・医療・福祉対策

1 福祉のまちづくり

支援体制作り実現のため、市民相互の連携はもとより、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、民生委員活動、各種相談員活動、社会福祉協議会相互の連携の充実に努める。また、高齢者、障がい者等が道路、公園等の公共施設並びに商業施設、交通機関等を安全で快適に利用できるよう、施設の改善、整備にあたっては、関係方面の協力を求め、住みよく行動しやすいまちづくりを進める。

2 災害時の保健医療福祉対策

(1) 策定の趣旨

災害発生時において、保健・医療・福祉の諸対策が関係機関・団体等の連携のもとで、迅速かつ効果的に展開できるよう、住民一人ひとりが自分の命・健康を守るセルフケアを基本に据えた地域保健のシステムを構築することを目標とする。

(2) 行政の取組み

行政は、災害発生時において、災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難が確実に達成されるとともに、適切な支援が図れるよう、関係機関・団体等の連携の構築を図る。

また、「加西市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する災害時要援護者（避難行動要支援者）に関する情報を把握し、要援護者台帳（災害対策基本法第49条の10「避難行動要支援者名簿」に相当）を整備しておくこととする。また、要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）については、地域における災害時要援護者（避難行動要支援者）の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

災害時の避難支援等に活用するため、要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）を関係部局で共有するとともに、本人の同意を得て、自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、消防、警察、社会福祉協議会等に提供し、情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ることとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じることとする。また、自主防災組織、自治会等は地域における支援体制の整備に努め、要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなど避難に係る個別支援計画（個別避難計画）の策定に取り組むこととする。

さらに、災害時要援護者（避難行動要支援者）の身体状況等によって通常の避難所では対応できない場合に備えて福祉避難所等の確保に努める。

要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）に掲載する者は介護保険制度の要介護3以上、重度身体障害者（1,2級）、重度精神障害者（1級）、重度知的障害者（療育手帳A）、その他（支援が必要と市長が認める者）とする。

台帳記載内容は、住所、氏名、性別、生年月日、要援護の理由、電話番号、緊急連絡先、避難場所とする。

(3) コミュニティを基盤とした住民主体の取り組みの推進

① 防災に関する学習等の充実

市民の防災意識の普及・高揚や指導者の育成を図るため、県や教育機関等とも連携を密にし、防災学習や各種啓発活動を推進する。

② 自主防災組織等の育成

自分の命・自分のまちは自分が守るということを基本に、平時から地域・家庭・職場等での防災への積極的な取り組みを促進するとともに、自主防災組織などの自主的・実践的な活動を支援し、ネットワークづくりや消防団との連携強化を図るなど、地域の防災コミュニティ意識を高める。また、あったか班長と自主防災組織・自治会等との連携を強化し、平素からの見守り活動と支援体制の整備に努める。

(4) 見守り活動と支援体制の整備

① 友愛訪問活動

ア あったか班長・隣保長

月一回、各隣保の見守り活動を行い、日頃から障がい者・虚弱者等を把握し、保健福祉サービスの提供や相談が必要な人を民生委員に連絡する。

イ 民生委員

あったか班長・隣保長の連絡により、個別訪問を実施する。必要な場合は地域包括支援センター又は一時相談窓口へ連絡する。

ウ 地域包括支援センター

情報提供、及び必要に応じて災害時要援護者（避難行動要支援者）に対し市内訪問介護事業所に対し、訪問介護員の派遣を要請する。

② いきいき委員会

緊急時に備え、あったか班長が自分の受持の隣保の状況を自主防災組織の役員への情報提供に努めるとともに、避難誘導・搬送の訓練を実施するなど、自主防災組織とともに防災意識の高揚に努める。

③ はつらつ委員会

保健師等の参加を得て、地域の保健福祉問題の検討を行うとともに、助け合いのまちづくり、かかりつけ医師の普及について啓発に努める。

3 防災知識の普及・啓発

災害関係機関は、災害時要援護者（避難行動要支援者）も参加した訓練の実施や、研修会等を通じた防災知識の普及啓発や支援に必要な人材の育成に努めるものとする。

4 緊急通報システムの活用

在宅の災害時要援護者（避難行動要支援者）のため、緊急通報システムの活用を図るとともに、正しい使い方について指導を行う。

5 市民へのPRの徹底

「広報かさい」等により、介助支援を必要とする者をはじめ、家族、地域住民に対する防災について指導・PRの徹底を図る。

6 障がい者への情報伝達体制の整備

通常の音声、言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備する。

第3 社会福祉施設・病院等における対策

1 防災計画の策定

各施設の管理者は、入所者・通所者の安全な避難を確保するため、災害発生時の職員の任務分担、動員体制、保護者への緊急連絡、自主防災組織等との連携等について検討し、防災計画を策定する。

2 防災訓練の実施

各施設の管理者は指定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑な避難行動が実施されるよう、市及び地域の自主防災組織等との連携により定期的に防災避難訓練を実施する。また、市及び消防署は、必要な指導助言を行う。

3 地域住民との連携

各施設の管理者は、平常時から施設入所者、通所者及び職員と地域住民との交流に努め、災害時には、地域住民の協力が得られるよう、必要な体制づくりを進める。消防署は、自主防災組織及び事業所自衛消防隊との相互協力協定の締結を促進するなど必要な指導助言を行う。

4 施設・設備の整備・充実

各施設の管理者は、災害発生時に施設倒壊、火災発生などにより、避難を困難にすることのないよう、施設や設備の点検を常に行うとともに、安全避難のための必要な施設・設備について検討し、その整備・充実に努める。消防署は、施設・設備の整備・充実について強力に指導する。

5 災害時要援護者が利用する施設に対する指導・助言

市は、災害時要援護者が利用する施設における地震を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行うこととする。

第4 市外からの来訪者及び外国人への対策

1 誘導標識、避難場所案内板等

地理不案内な市外からの来訪者及び外国人の安全な避難を確保するため、誘導標識、避難場所案内板等については、地図及び英語併記とするよう検討する。

2 広報活動・防災訓練等

広報活動、広報誌の発行、防災訓練等について、市内在住の外国人の国籍を常に把握し、需要に応じた英語・中国語・ポルトガル語等での実施を推進する。また、外国人向けの防災マニュアルの作成を検討する。

3 市内の観光・レクリエーション・宿泊施設・飲食店等への対策

市内の観光・レクリエーション・宿泊施設及び飲食店へ、市外からの来訪者等が安全に避難できるように避難場所・避難経路を示した地図を配布するとともに、常備することを指導する。

また、非常時での自主防災組織、自治会等による当該施設への配慮、及び施設責任者・自衛消防隊等への避難誘導體制の整備について指導する。

第26節 3つの建物被害調査計画

地震により住家被害が発生した場合、住家の被害認定の他にも被災建築物応急危険度判定と被災度区分判定がある。

これらの判定業務は、被害認定とは異なる目的を有している。被災住民側から見ると、これら3つの建物被害調査は、それぞれが他の調査との混同を生じやすく、特に住家の被害認定と応急危険度判定については、調査の時期が重なった場合に混乱が生じる場合もあることから、十分な周知及び広報計画をたてることが重要となる。

	応急危険度判定	住家の被害認定	被災度区分判定
実施目的	余震等による二次災害の防止	住家に係る罹災証明書の発行	被災建築物の適切かつ速やかな復旧
実施主体	市（県協議会が支援）	市	建物所有者
判定調査員	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	主に行政職員（罹災証明書発行は行政職員のみ）	民間建築士等
判定内容	当面の使用の可否	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出	継続使用のための復旧の要否
判定結果	危険・要注意・調査済	全壊・大規模半壊・半壊等	要復旧・復旧不可能等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	罹災証明書に判定結果を記載	判定結果を依頼主に通知

〔実施担当機関：加西市総務部危機管理課、都市整備部都市計画課〕

1 調査実施時期

(1) 応急危険度判定

人命に関わる二次災害の防止を目的に、被災後概ね一週間から10日後までの完了を目途として被災直後から実施する。

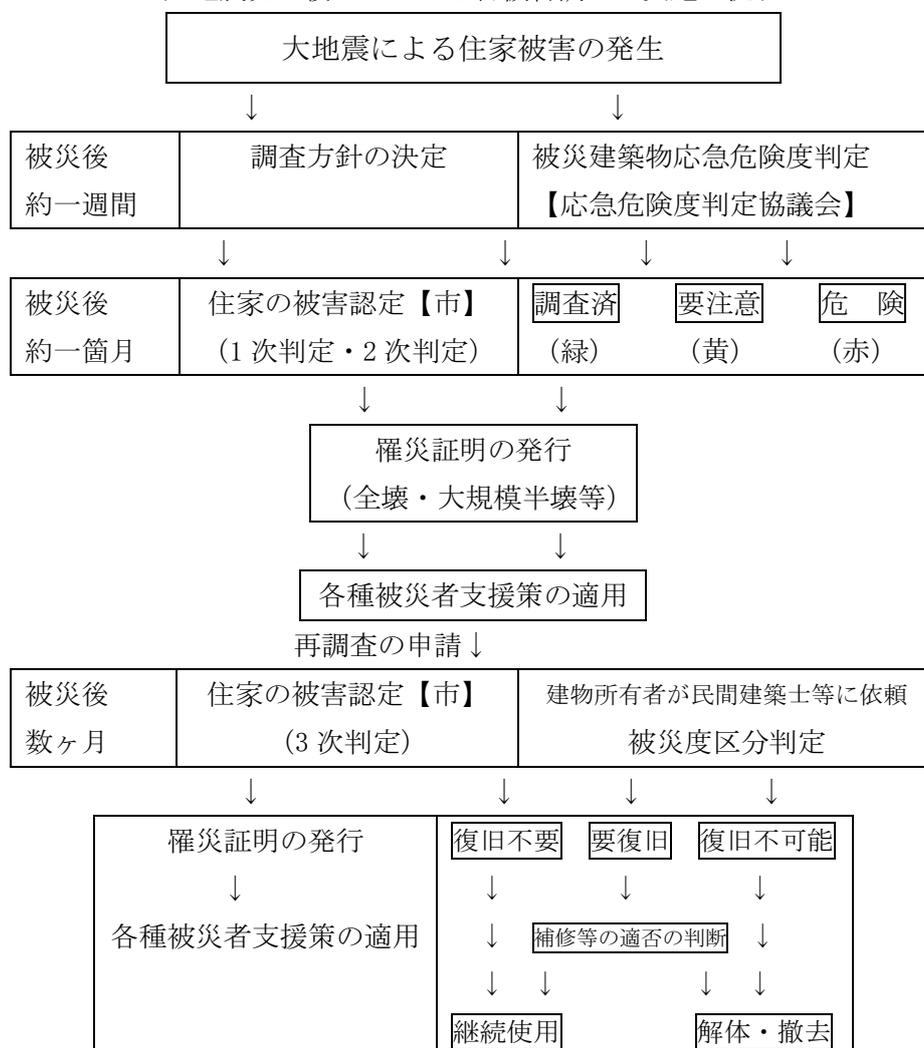
(2) 住家被害認定

罹災証明書の発行を目的に、財産的価値の被害を証明するもので、被災規模の把握や調査体制、罹災証明書の発行時期等を踏まえて調査方針を決定した後、応急危険度判定の終了時期と前後して実施する。

(3) 被災度区分判定

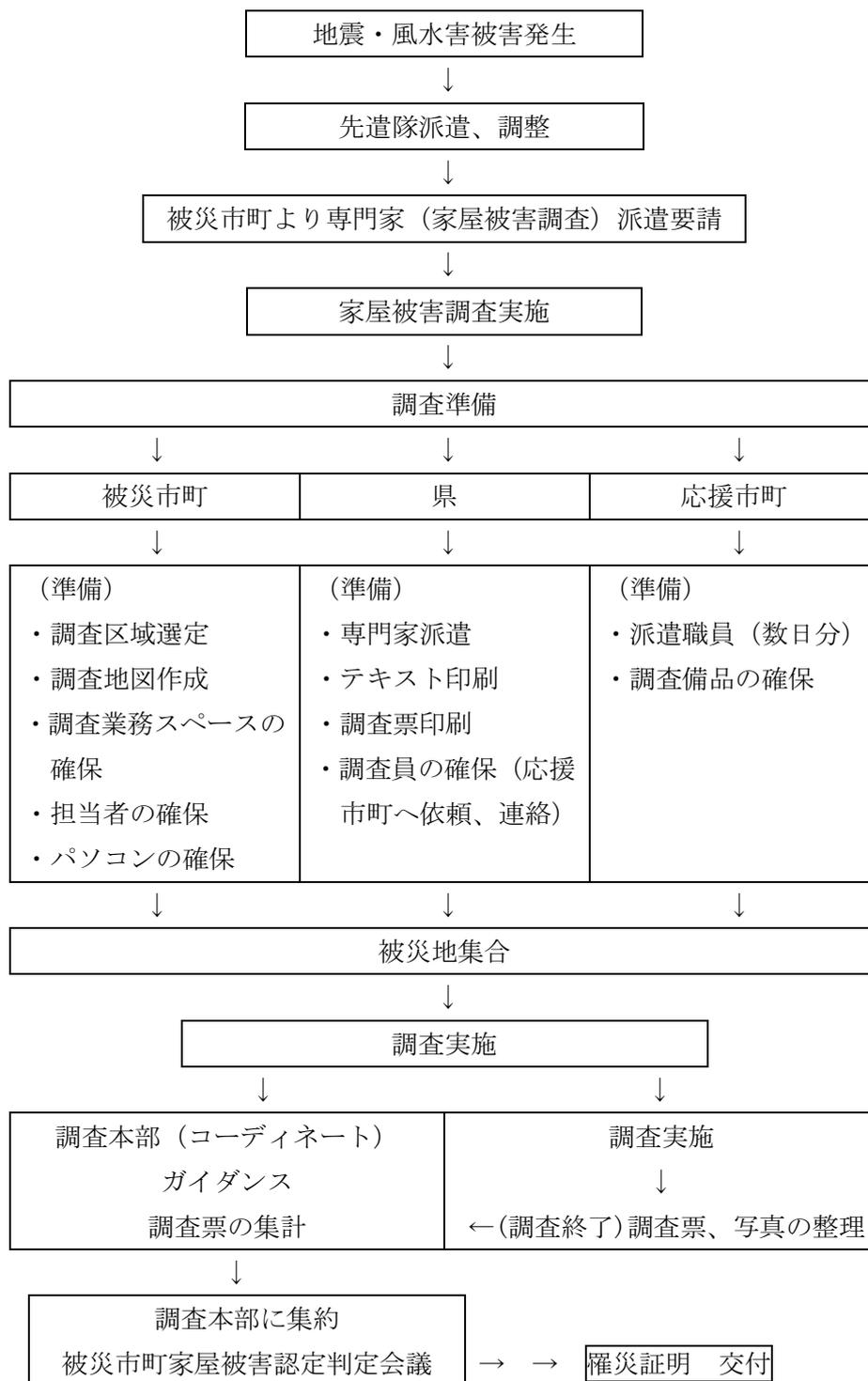
建物所有者が民間建築士等に依頼して行うもので、応急危険度判定及び住家被害認定の後、被災建物の復旧修理を行う前に実施される。

<大地震発生後の3つの建物被害調査の実施の流れ>



※期間は大まかな目安を示したものであり、実際は災害の規模等により変動あり

2 家屋被害調査（住家被害認定）業務実施フロー



第27節 防災に関する調査研究計画

この計画は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、防災行政が効率的、効果的に実現されるよう可能な範囲で防災に関する調査研究体制の整備を推進するための計画である。

〔実施担当機関：市関係部局〕

1 防災に関する資料の収集及び分析

防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集し、これらを十分検討・分析し、必要に応じ利用できるシステムの確立に努める。

2 関係機関との情報交換

国、県、他市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び大学等が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして、それらの情報交換に努める。

3 調査研究事項

(1) 災害想定 (2) 災害の特質と最近の傾向

(3) サイズミックマイクロゾーニング（地震危険度予測） 災害が発生した場合には、被害の状況等を市民アンケートにより調査し、被害状況・危険区域の把握に努める。

4 地域防災計画への反映

以上による研究成果等を十分活用し、今後の防災計画の中に組み入れ、災害対策が合理的かつ効果的に実施できるよう努める。

第28節 地震防災緊急事業五箇年計画

第6次地震防災緊急事業五箇年計画

事業名	事業主体	施設等の位置	事業の概要	経費の概算 (百万円)	整備予定年度
11 公的建造物	加西市	加西市	公立学校施設整備事業 1棟 勤労者体育センター耐震工事	64	R3~5
13-5 ため池	兵庫県	加西市	ため池等整備事業 10箇所	466	R3~7
15 防災行政無線	加西市	加西市	施設整備事業 防災行政無線 1箇所	921	R4~7

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画

市は、市民の生命・安全の確保を図るため、適切な救援救護対策を実施する責務を課せられている。

災害応急対策等の円滑な実施を図るため、初動緊急対応期の重要優先業務等をまとめた災害時の行動マニュアルを作成するなど、防災知識の周知徹底を図ることとし、災害発生直後の混乱期や夜間・休日等の勤務時間外にあっても、「初動体制」の迅速な立ち上げ、「職員の動員・配備」、関係機関・団体及び市民への「応援の要請」に至るまでの指揮命令系統の確立を最優先として行う。

また、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制など防災にかかる組織体制の整備、充実に努めることとする。

「首長不在時の代行順位」に関しては、副市長、教育長、総務部長の順でその職務を代理することとし、「職員参集体制」に関しては、震度4の場合は災害警戒本部を、震度5弱以上の場合は災害対策本部を自動的に設置し、大規模で同時多発的被害の発生した事態に際しても迅速な対応を行い二次・三次的被害の未然防止を図る。